

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 4 回（通算第 7 回）

日時：2013 年 7 月 19 日（金）10：00～12：15

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

今日もよろしくお願いいいたします。始める前に何点かご連絡があるのですが、高梨さんは今日は欠席されています。それから、総務課長交代の件ですが、西本は金曜日、課長会の司会、統括をやっていますので、最初はちょっと抜けて、後半から参加するという形が多くなると思いますが、よろしくお願いいいたします。

それから田中さんの死亡の件でございますけれども、7 月 8 日に JICA のほうから連絡がありました。7 月 6 日に急逝されたということです。私も 7 月 4 日、2 日前にメールをいただいて、皆さんにも行っていると思うのですが、委員会に出ますよという元気な姿といいですか、お元気そうだったので、ちょっと驚きでした。通夜と葬儀は、作本と私で行ってまいりました。それから理事長名の弔電を打たせていただきました。

ガイドライン作成時からですか、田中さんには、足掛け 10 年以上お世話になって、アドバイスをいただきました。それから WG でも、かなりアドバイスをいただきまして、前回はカテゴリーと熟度という言葉を混同しちゃいけないよ、というようなアドバイスをいただいたのが印象に残っています。原科先生から、田中先生について簡単に、ご功績をご紹介いただければと思います。

原科委員長：

本当に今回は、残念なことでございます。10 年以上になりますか、お付き合いさせていただきました。恐らく 90 年代から、少し関わりがあったかと思いますが、2000 年代になってから特に深くなりまして、2000 年から 2002 年まで、JBIC が、国際協力銀行が 99 年にできたのですね。2000 年から 2002 年、JBIC のガイドラインをつくりました。その後、2002 年から、今度は JICA のガイドライン。これは 90 年代にガイドラインは持っていたのですが、総合的な改定をしまして、そのころ、2002 年ごろから、いろいろな形で、現場の専門家として、田中研一さんには、大変貴重な、いろいろなアドバイスをいただいて、情報提供をいただきました。彼は本当に真摯に、ODA を、途上国支援の、本当に国民の、地域の人々のためになるように、そういう考えで、進めてこられたと思います。

そういうことで、なかなか言いにくいこともはっきりおっしゃって、それから貴重な情報も提供していただいたんです。それが 2002 年から 2004 年、私が JICA 時代にチェアをしましたけど、いろいろな方々のご協力で、中でも田中研一さんが、現場からの声を、いろいろな形で伝えていただいたということが、大変よかったですと思います。おかげで JICA のガイドライン、いいものができましたし、その後、今、ご紹介のようにジェトロのガイドラインをつくる時にも、そういうようなことでご協力していただいたわけです。

その後も、大変お忙しい方なので、過労気味ですよ。というようなことで、体が侵されたような感じがしますが、それだけ大変多くの経験をされ、それだけ貴重な体験を、我々に伝えていただいたということが、現在の日本全体の、環境社会ガイドラインづくりに、いろいろな形で貢献してきたと思います。

今、本当に、ジェトロとの関わりでは、10 年ほどになりますか、ガイドラインづくりから、そして委員会が始まってからもやっていただいたと。それから JICA のほうでも、審査会の会長は、村山先生がやっておられますけれども、JICA 側からの情報提供役ということで、そういうようなことでもやっていただいて、大変よかったですし、そんなことで、私が東工大にいたころには、私の総合理工学研究科の環境理工学創造専攻というところですが、専攻の授業にも担当していただいて、大学に来て、講義していただきました。いろいろな形でインプットをお願いしてきましたので、そんなことから、残念なことはいっぱいあります。あるいは、連携授業で、吉田先生という JICA の専門員の方、この方も田中さんのご紹介で、大変よい方をご紹介いただいて、そういうような形でも、大学にも貢献していただきました。

まだお若いので、これからだと思っておりました。私ももう定年になりましたので、これから次の世代に頑張ってもらわないと、と思っておりましたので、そういった中の代表的な人が、急に亡くなられたのは、大変残念でございます。村山先生にご連絡いただいたのですが、親族、近い方だけということだったので、葬儀には伺えませんでした。弔電は打たせていただいて、田中さんには、大変お世話になった、ということをお伝えしております。

そういうようなことで、前回の、我々の WG の後に、一緒に食事して、そのときに柳先生が写真を撮られて、とってもいい写真を撮っていただいた。それを皆さんに送っていただきましたけども、あの顔を拝見すると、とても急に亡くなると思わなかったもので、極めて残念でございます。田中さんを偲んで、黙とうさせていただきたいと思います。よろしいですか。

佐々木主幹：

では 1 分間、黙とうをお願いしたいと思います。

(黙とう)

佐々木主幹：

どうもありがとうございました。ではご冥福をお祈りしたいと思います。

座長、6名でスタートしましたが、5名ということですが、どうでしょうか、このままのメンバーで続けるか。

村山座長：

メンバー構成は、むしろ委員長のご判断で。

佐々木主幹：

実は本委員会のほうは、年度が切れるまでは、9名でいって、新しく JICA さんのほうにお願いします、というところがいいと思うのですが、今後、WGにもう1名入っていただくかどうか、ですけれども、途中からだちょっと大変というの。

原科委員長：

今までの蓄積があるので、急にというのは。

佐々木主幹：

このまま5名でどうですかと。

原科委員長：

そうですね。よろしいですか。貴重なメンバーが欠けてしまいましたけど、田中さんのおっしゃっていたこと、皆さんの記憶にもあるし、あるいはインプットされていますから、それでまいりましょう。

佐々木主幹：

はい。じゃあ、そういうことでよろしく願いいたします。

原科委員長：

これから、田中委員の発言も尊重して、努力しましょう。しっかり忘れないで。

佐々木主幹：

前回のも、いただきましたので、よろしく願いいたします。

まず今日の資料確認です。議事と出席者以外には、旧ガイドライン、それから修正ガイドライン、補足で1枚、図を配りましたけれども、これだけです。座長、いつものとおり修正部分から、レビューということよろしいですか。

村山座長：

はい。

佐々木主幹：

じゃあ作本さん、お願いします。

作本審査役：

それでは、前回の復習ということで、どのようなことがここで話されて、最終的に、このガイドラインのどの部分を、どのように変えたか、ということを見て、確認していただきたいと思います。ガイドラインの色ずりのを開いてください。

表紙の紙に、メモをつけさせていただきました。2行ほど入れさせてもらっていますが、この回答欄に、いろいろな色を加えたり、修正を加えているうちに、旧ソフトを使っていたこともありまして、元に入力できないということで、ここではコメントだけを表記するというので、今までの色を変えましたとか、何字タブを動かしましたとか、そういうことは一切削らせていただきます。

そういうことで、前にもちょっとお話があったと思いますが、脚注の部分が、今、1から3までありますが、20ページ、後ろから白ページを入れて3枚目、下の3行のところに、文中として、とりあえずここには注1、2、3として、入れさせていただいています。これは、本文のいわゆるパソコンでの注記とは全然別に、書かせていただいております。ですから、これを最終的に印刷する段階で、また、つなげるということにさせていただきます。

それとあと、ソフトが若干壊れてるということで、例えば7ページの一番左下に、「して」という日本語が出ている箇所が、数カ所あります。これも、今までのように、直そうと思っても、プログラム上直せないということで、最終的には、これにする段階で直したいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、前回のWGで議論されて、修正した箇所を繰り返させていただきます。

7ページ目、作本コメント9番というところです。これは前回、高梨委員からご指摘ありました、日系企業と日本企業の用語が、両方使われているということで、日本企業のほうがいいのではないか、というようなこと、統一、というように私は聞いたのですが、そういうことがありました。この箇所については、中小企業を中心とする「日本企業の海外支援展開」というようなことで、日本企業と改めてあります。ただ、本文中、全部で見ても、日系という言葉がやはり合っている箇所も、何回かあるので、全体の数としては、日系というのが7カ所に使われております。ですから、場所によっては、日本と日系、用語統一をするべきかどうか、ということもありますけど、在外となると、日系企業という言葉が、言い回しとして近いのかなということで、本文中では、茶色というのでし

ようか、色の区別が難しいですけれども、一応全部、7カ所だけはマーカーで塗ってあります。

同じようなことは、また、後で直すのでしょうか、「および」の表記、漢字、ひらがな。この表記は、全体で、平仮名表記は3件、漢字が14件。「または」も、漢字のほうが1件で、平仮名は2件。あとは「受託」「委託」。これはどちらから言うか、ということで、内容的に間違いがあるわけじゃありませんけれども、やはりこれも、2件と1件ありまして、受託、委託、この用語の使い方は、すっきり文章にはなじんでいる、という感じがいたしました。それが今の9番です。

ずっとおりてきて14番、7ページの一番下です。注1、先ほどの話ですね。注1がここにあったので、これを文末に移動しました。

次が8ページのコメントの15番目でございます。これは何日のWGということは、言っておりませんが、今日もお話が出るかと思うのですが、上から3行目、案件形成調査の次の段階で行う、環境アセスということで、環境アセスの前に行う案件形成調査である、こういう記述が入っているわけですね。今これから、熟度の議論をするときに、当然かかってくるだろうしということで、議論すべきところだと思います。

あと、項目の洗い出し、前回は議論が出ましたが、項目を洗い出しというのは、基本的には、スコーピングとして、アセスの前に行う、議論しておくべきことである、ということになりますので、この順番が今、軸の中でも改めて議論されなきゃいけないのではないかと、とりあえず注意を喚起するためのコメントです。

次のコメントは9ページでありますけれども、前回、28日のWGということで、ご紹介させていただいておりますけれども、ここでも同じです。日本企業、日系企業、先ほど申し上げた内容でありまして、この箇所は、日本企業というふうに改めております。ちょうど(2)の下から2行目のところです。日本系企業と書いてありますが、ここは日本企業と。

原科委員長：

質問していいですか。そうすると日本企業というのは、日本国内の企業も、それから在外企業も含めて、オーバーオールな表現で、日系企業というときには、在外の場合にフォーカスした、そういう区別ですか。

作本審査役：

そのところは、合弁企業とかもありますね。もう一つは、佐々木さんから面白い話を聞いたのですが、日本企業という場合には、ブラジルで移住した日本人が行っているのも、日系企業ということで。

原科委員長：

日本に related だから、日本にベースがあるんじゃないかと、向こうでやるような。だから日系企業と在外と、そう書いてあるので、日系というのは、そういうようなイメージがある、そういうことですか。日本企業は、もっとオーバーオールに。

佐々木主幹：

とりあえずこの中では、そういう区分けでどうかな、という趣旨です。

原科委員長：

それは分かります。そういう理解で。

作本審査役：

海外に行って、合併企業でありながら、日本企業と言い切ってしまうのも無理があるという、そういう意味です。

原科委員長：

了解しました。

作本審査役：

次が 10 ページの上から 2 つ目で、コメント 20 番です。これは原科委員からご紹介があった、事業名を文中に入れたほうがいいだろうということで、文中に 2 つ入れました。今年度行っている事業名称というのは、第Ⅲ部の(1)の「新興国での中間層獲得に関する日本再生事業」、これが 1 つです。及び「エネルギー需給緩和型インフラシステム普及等促進事業」、こういう 2 つの事業を今、行っているというので、事業名はそのまま、文中に書き込むと。ただ、原科先生から、たしか事業名を列挙するような形で書いたら、と言われたのですが、2 つだったものですから、文中に併記する形で書き込んでおきました。

次に行きますと 24 番。これはここで、随分議論が長らく行われたところでありましてけれども、2 つ目のポツ、「ジェトロ調査はあくまでも」というあたりになりますが、これをずっと、冒頭の文を 3 行ほど、「したがって」までを削除して、「ジェトロ」から始まるのですが、3 行削除するということがありましたので、一応切ってみました。そう書かれております。

次が 27 番です。「進む場合には、その段階」を削除したという、これは事務局のほうでやってみましたけれども、先ほどの「したがって」まで削除、その後の文章で、第 2 パラグラフの下の 3 行目を、読ませさせていただきますが、「次の段階に進む場合には、その段階で行われる調査において」と、その前の行にも「段階」があって、「段階」という言葉が 2 回使われていて、読みづらくて、ちょうど次の段階が書いてあります。「次に進む場合には、その段階」という、この部分を短くすること、削除することにつながるのではないかと

というようなことを、事務局の文章、手直しですけれども、ここで提案させていただきたいと思えます。

原科委員長：

「進む場合には」という、そういう中身は、消えちゃってもいいのですか。進まない場合と、両方あるということでしょう、「次の段階に進む場合には」という表現を入れたのは。

作本審査役：

JICAに行かないのは自明で、行くのが前提で、次の段階に、というふうに、私どもは取ったのですけれども、ちょっとまたご意見をください。

原科委員長：

いや、ややこしくなるから。

作本審査役：

確かに両方あるんですね。

原科委員長：

それで僕はここに、そういう意味で、くどく書いたと思うんです。まあ、そんな確認しなくてもいい。

作本審査役：

修文でまたぜひ。我々はここで、「段階」という漢字が3回使われているから、ちょっと目障りかな、というだけのことでありますので、ぜひまた修文をご検討をお願いいたしたいと思えます。

次、11 ページでありますけど、29 番、熟度のところで、柳委員から文案を出していただきました。それに対して、何名かの委員から、熟度の高さ応じたというので、若干のコメントをいただいて、最終的にそれは書き込んだというか、村山座長がこのように、ということだったので、その文章をここに書いておきました。「ジェトロは調査案件の採択後、調査の質の向上を図るため、進捗状況の確認を行い、熟度の高さに応じた効果的な助言に努めるものとする」と。こういう文書となっていましたので、やらせていただきました。改めて、私の主観が入っていますけれども、この文書の意味するところというか、要点は次の点ではないかと思えます。この2行の中に込められていることですね。これは柳委員がこの文書をつくられたときに、もちろん想定されていることです。採択後の調査であること。この事業がですね。この文章が、調査案件の採択後となっています。2つ目が、調査の質向上を目的とすると。そのために熟度を上げること。3つ目が、序文に反映する、そうい

う努力であるということ、あとは熟度の確認主体、誰が行うか。これは「ジェットロは」となっていますから、ジェットロであること。あとは熟度の調べ方は、高さに応じて行うと。高さという言葉は曖昧かもしれませんが、レベルに合わせて行う、このようなことが、この2行に込められた要素というか、要点ではないかと、私のほうで、ちょっと整理させていただきました。

ここでは、「進捗状況の確認」と表現しており、進捗に関わる、いわゆる基準、あるいは区別の有無、区別の効果などについては、ここでまだ議論していないというか、別途、事務局で議論するのか、WGで議論するのかは分かりませんが、一応この段階は、こういう形でおさまっているということです。

次に行きますが、30番。これもここで議論がありましたけれども、11ページの一番下の文章になります。他の選択肢との比較検討。この3行ほどの文章であります。余りに言葉が骨抜きというか、縛りの弱い文章にしてあると。しかも3カ所でやっている、ということ。当たるものは、「考え得る」「比較等」「可能な範囲で」ということですので、この意見の中では、「可能な範囲で」というのを、まず切ってしましましょう、という意見がありました。それに対して高梨委員からは、それを取ってしまうとハードルが高いんじゃないですか、というような議論もあって、次に村山座長のほうから、「等」の部分を一ごめんください、「等」でかきかっこのです—削除、というようなご意見がありましたので、これで3分の2を取ってしまう。というような修文を行いました。

次が12ページです。コメントの32になります。これは最終的に、決着は見えておりません。今日のWGに引き継がれる点ですが、「被影響地域」という言葉が、上の②番の2行目にありますけれども、「被影響地域」という、まだこれから、熟度の低い調査の中で、最初に分かるのか、明確なのかどうか、ということで疑問に感じたんですね。ということで、もう一つの考え方は、被影響地域なのか、事業のサイトが予定されているのかという、そういう分かりやすい区別方式のほうがいいんじゃないか、ということが1つありました。

もう一つは、「このために」という言葉が、上から5行目にありますけれども、これは要らないんじゃないか、という意見もありましたが、原科委員のほうから、これは「特に」を受けての「このために」ということで、残すべきだ、というお話がなされました。ということで、コメントの32番については、最終決着を見ていないと考えております。今日のWGのほうで、よろしくお願ひしたいと。

以上です。

村山座長：

ありがとうございました。特に第Ⅲ部からなんですが、松本委員が、前回欠席でしたので、ご質問があるかと思いますが。

松本委員：

でも大体、いただいた紙を見て、今の説明を聞くと、まあ、そういう流れなのかな、というのわかります。

村山座長：

1つ申し上げると、スクリーニングの段階で、カテゴリー分けをする、という話をしていたのですが、前回の議論で、ちょっとそこまでは、なかなか明記がしづらい、という話が出てきたので、結果的に、スクリーニングの文言は触らずに、具体的な箇所で、熟度の高いものについては、より配慮をするような、そういう表現を加えていこうという、そういう議論の方向です。

松本委員：

書いてあるので、質問はいいと思うんですけど、10ページの「予備的ないし補足的なもの」というのは残そう、という議論がここにあったということで、つまり、基本的にこの調査はそうであるという前提は、崩さないということですよ。ただし現実に即すために、今、村山先生がおっしゃったようなものは、本文の中で書いていくというのが、この前回の議論だったのかな、というふうに推察はしています。

村山座長：

そうですね。よろしいですか。

作本審査役：

ありがとうございます。村山座長、1つよろしいでしょうか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

今のⅢ部の整理に入り込んだところで、これから新しい問題を、ということは分かっているのですが、ちょっと私も、自分で不勉強で分からない、ということなのですが、「案件形成事業」という定義は、これからも使える、というふうに考えていいのですか。というのは、私はこの2つの個別具体的な予算上の事業名を、ここに挙げましたけれども、その傘にある「案件形成調査」という、この考え方というのは、このまま続くと考えていいでしょうか。根底に関わる場所ですけども。

原科委員長：

それは、我々が判断するよりも……。

作本審査役：

いや、ちょっと私は、こちらに。この「案件形成事業」という考え方、これは今後も生きる、というふうに考えていいでしょうか。

佐々木主幹：

これは考え方で詰めちゃうと、なかなか難しいので、総称として、内部的にこういう名前でもいいかどうかですよね。中身も 5 年前とは違ってきますし、そこは課長の意見をちょっと伺いできればと思います。

村上課長：

どうですかね。いわゆる公表されている資料の中で、「案件形成事業」という名前はないので……。 「案件形成等調査」となっていますね、失礼しました。「円借款民活インフラ案件形成等調査」という名称での事業名なので、ここは名称を使うということは、問題ないと思います。

作本審査役：

分かりました。ありがとうございます。

村山座長：

今の点は、用語の定義のところでも、出てくるんですよね。ですから、これは第Ⅲ部を議論してから、もう一度やりましょう、という話にはなっているのですが、一応今の時点では、「案件形成調査」という用語を、継続して使うと。そういう方針だということですね。よろしいですか。

村上課長：

METI のタイトルに、そういう「案件形成等調査」という名前が残っていますので、恐らくそれでよろしいかと思います。

柳委員：

そうすると、第Ⅲ部のタイトルは、「等」を入れるということですか。

村山座長：

「等」ですね。用語の定義のところでも、「等」を入れて。

原科委員長：

じゃあ「等」を入れておいたほうがいいのか。そうすると、ぐっと変わるね、「等」が入ると。

村山座長：

じゃあ、ひとまずは、そういう方針で進めていただく。佐々木さん。

佐々木主幹：

済みません。補足で、図を配ったのですけれども、さっき、スクリーニングのところの、②番、「進捗状況の確認」ですが、確認をどうやってやるんだ、というイメージですけれども、ガイドラインにはソフトなコメント。ソフトなコメントというのは、この表現ですね。②のところに書いた「進捗状況の確認」という表現だけをしておく。本来は。名前は、呼び名は、もちろん決まっていますが、「報告書作成の補助マニュアル」、あるいは「補足マニュアル」というのを、持って、それを示して、熟度を判定する、ということだと思っております。判定は2段階ありますけれども、作本が審査をする段階と、それから、実はアドバイザーの方がちゃんといっているのですが、アドバイザーが判断する場合、という形があると思うのですが、1つ考えられるのは、あまり複雑な熟度の表といいますか、仕組みをつくってしまうと、意見が分かれる、ばらばらになる、あるいは矛盾する、そごが生じる、というような可能性もあるので、ここは内部で、仕組み、流れを、恐らく調整しないとだめだろうな、ということですね。

いずれにしても、どこかでは、企業に伝わる仕組みをつくっておかないといけない、ということなのですが、村上課長、これは、かちつとした紙、あるいは口頭だけというわけにはいかない、と思うんですけれども、どんな感じで考えたらいいかというのは、夕べ会えなかったものですから、意見を聞く時間がなかったのですけれども。

村上課長：

済みません、「報告書作成補足マニュアル」に基づいて、その熟度を判定する、そういう意味ですね。

佐々木主幹：

ガイドラインはこれだけですので、この基準だけです。多分これだけでは、企業さんは、仮にこれを見たとしても、理解はしないと思うんですね。

村上課長：

どこのタイミングで、そこは判定をされると、理解してよろしいですか。

佐々木主幹：

企業とバイで接するときですね。恐らく説明会とか、そういう場では、まず難しいんだろうと思うんですね。

村上課長：

採択後の案件において、判定します。

佐々木主幹：

もちろん、採択後の。

村上課長：

判定された内容は、公表はされない、という理解でよろしいでしょうか。

佐々木主幹：

公表できるのであれば、してもいいのですが、これは一応、「報告書マニュアル」という、METI のかちっとしたものがある以上、公表すると、何ですかこれ、というような意見が、外から出てくる可能性はあります。

村上課長：

ちょっと済みません、これまでの議論では、いわゆる報告書の中身の精査の向上ために、内部的な、そういうマニュアルなり、という位置づけで、議論が進んでいたと、思っています。

佐々木主幹：

それは崩していません。同じです。

村上課長：

公表云々となると、そういう話でなくなってくるので、あくまで、その中では、これは少し高めの熟度だから、こういうふうに指摘をしていきましょう、ということであったと思うんですね。まあ、そこはあくまで、中での話かなと思っています。

佐々木主幹：

そうです。公表しないのであれば、それはそれで、1つのやり方だと思いますので。ただ、接する局面が、ちょっと違う部分が出てきますよね。作本が書類見ますと。審査をしますという段階と、今ですね、まさに。まあ、作本さんという固有名詞ではなくて、審査役が審査をする段階と、アドバイザーが個別に接する場合と、熟度の判定といいますか、判断というか、見方が違ってくる可能性があるんで、これは内部で調整しましょうね、というだけの話なんですね。そこはあまり不安といいますか、危惧はないですか、課長としては。

村上課長：

どういったマニュアルなり、前回、議論があったような方針でやるのであれば、そんな大きなあれはない、と思うのですけれども、それによるかと思えますね。何かアセスが済んでいるとか。

佐々木主幹：

そうですね、ちょっと、今日は用意しませんでしたけれども。

村上課長：

類似調査があるとか、サイトは決定していますとか、アセスが済んでいます、というようなカテゴリーで、明確に分けられるのだったら、それほどあまり、判断がぶれるようなことにはならないかな、と思うので、そこは明確にできる、とは思っていますけれども。ただ、むしろ熟度が高いものを、どこまで指定していくかというところは、我々は、そこはすごく関心があるというか、どこまで言っていっただいいか、というところですね。そこをむしろ、委託元、METI サイドとも、ちゃんと協議していかなきゃいけないかな、と思っておりますので。もしそういう「報告書マニュアル」で書かれている内容を、上回っちゃいけないというか、少し付加するような話で、指摘をどんどんしていく、ということになっていくので、そこは一応、了解を得た上で、というふうにしていきたいと思うので。

松本委員：

今のところいいですか。公開とも関係しちゃうかもしれませんが、諮問委員会に最後、付されるときに、やはりどうしても、ジェトロサイドとして、どういう熟度として、判定して、どういうアドバイスをしたか、という話に、やっぱりそれは共有してもらわないと、我々の側も、ああ、そういう熟度としてやられたんだ、ということになるので、そこでは今まさに、村上課長が、若干気にされたところは、結果的に、諮問委員会を通じて、公表されることにはなると思います。

佐々木主幹：

あれですか、村上課長が危惧されたのは、事前というか、調査の前に、例えば、企業との話し合いの段階で、何かがあったら、それをそのまま公表しちゃう、調査の前に、という危惧ですよ。事後に、調査が終わりました、報告書が出ました、といったときに、熟度のレベルと、調査の内容が合っている、合っていない、という評価をいただくというのは、これは公表については、問題ないと思うんですけれども。

村上課長：

公表云々というよりは、言ってしまうと、「報告書作成補足マニュアル」なるものは、METI のオーソライズを得ないで、内部的に質の向上のためにつくられるもの、という理解でいるんです。ただ一方で、その調査する企業が、いわゆる想定している調査のレベル、ここまでは、この金額だったらできる、というものがあって、それを上回る指摘をしていくと、そこは若干、この金額ではできないレベルのものを求められています、と言われてしまうような気がします。そこはすごく気にしているところです。提案書を上回る、提案する内容というんですか、想定を上回るアウトプットを求められているんじゃないか、という指摘を受ける可能性があるので、そこは多分、いわゆる何千万の調査ではできないような、アウトプットを求められても困ると。そう言われることを、気にしています。

佐々木主幹：

ただ、公開との関係で言うと、事後の公開というのは、問題ないというのですけれども。

村上課長：

ですから、熟度を判定して、その熟度に応じた、というところの作業が、もし METI 側とオーソライズされるのであれば、構わないとは思いますが、そこを経ないうちに、先にジェットロだけ先走ってしまうと、よくないと思うんですね。

村山座長：

熟度をどう決めるかというのは、結果的に、ガイドラインの中では、明記をしないことになったわけですね。もし明記するとすれば、カテゴリー分けのことに、恐らく直結すると思うので。結果的に、各項目の中で、どういうものについては、どう対応するという、個別に話を書いていく、ということになったと思いますので、最初の段階で、熟度がうまく判定できるかどうか、ちょっと私は、今のところ、まだはつきりしないんです。むしろ、内容を個別に議論した後に、改めて整理をして、こういうものについては、こういうふうになるよと、何か整理をすることになるのかな、と思うんですけど。そういう意味では、こういう熟度は、こういうふうにするということが、うまく決められるかどうか。

例えば、先ほど、最後にあった「被影響地域」が明確かどうか。むしろ事業サイトが明確かどうか、というのはクリアだと思うんですけど、そういうことだったり、あるいは FS がされているとか、アセスがもう終わっているとか、幾つか話が出てきたと思うんですけど。

作本審査役：

済みません、よろしいですか。今、村山座長がおっしゃることは、もったもなので、私と佐々木と一緒に、どういう軸が考えられるかということで、以前ご紹介したのは、類似調査の有無、アセスのあるなし、あるいはサイト、または影響地域がはつきりしているかど

うか。この3つとも、定義が難しいんです。定義が難しいというか、アセスはやったかどうか、すぐ分かるだろう、というかもしれないけど、5年前にやったものなのか、過去にやったアセスと、対象地域がずれて、変わっているかもしれません。あとは類似調査といっても、また都市化なんかの場合には、駅の周辺だけを調査したけれども、今回やる調査というのは、補足的な、予備的なので、対象地域がちょっとずれているかもしれない。そういう意味では、類似調査の有無といっても、これだけであったかどうか、白だ黒だと決めつけるわけにいかない。アセスについても一緒に、いわゆるアセスの有効期限、実施期限、これが終わっているものもあるかもしれません。アセスの対象とした地域がずれているかもしれない。あとは影響範囲が、事前に明らかであるかどうかという、この軸も、これから予備的な調査をやろうとしている、その段階で、明白な環境影響があるかないか。みんな分かりません、と事業者は答えるんじゃないかと思うんですね。あと FS も、先ほど言っていたかもしれませんが。

そういう意味では、これらの軸が、それぞれが違って、それぞれ4つを束ねたときに、高い、低いというところを、どうやって結びつけるという、ここも、本当はこの場で議論しちゃうと、時間がないだろうと、佐々木さんとは話をしていたのですが、高い低いで、何を求めている、どういう違いを、報告書に最終的に求めている、期待しているのか、というところが、我々としてもよく分かっていないという、そういう、ある意味では堂々巡りで、あとは、今の、どの時点で区分分けをしたらいいのか、ということになりますと、彼らから、初期の段階で出されてくる申し込みの資料というのは、1つのスクリーニング様式ですね。ここにはアセスを実施したかどうか、書いておりません。アセスの適用対象の事業になるかどうかは、書いてありますけれども、彼らが既に実施したかということは、そこからは読み取れない。あとは類似調査のほうは、この間のお話で、提出書類の中から理解することができる、というのは分かりました。

そうするとやはり、ここで数カ月間の、たかが3~4カ月の調査期間で、2カ月か3カ月、その間で、この問題を押し問答して、あなたはAだのBだの、それによって調査方法を変えなさい、高くしなさい、低くしなさい、という指示をするには、余りにも初期の段階で、決めつけることができないというか、当然のように、判断材料がないという、そういう問題にぶつかるんじゃないか、という気がしました。

原科委員長：

判断するのは、情報をしっかり集める。

作本審査役：

そうですね、そういうふうにより取りを。

原科委員長：

だからサイトが決定している、あるいは想定しているのかとか、それからアセスは、どのタイミングなのか、参加の程度はどの程度だとか、3つ目の類似調査の部分も、どういうタイミングで、どういった種類のものか、そういう事実関係を、しっかり把握することをまずやる。それは熟度を判定する材料に使うかもしれないぐらいで、それできちんと決めるとは、言わない。ただ情報をしっかり把握することだけでしょう。その情報があれば、ある程度、最初からこうだとは言えないけど、だんだん、そういうような経験を積めば、判断できるようになるんじゃないですか。だから、情報収集に努めたらいいと思います。

松本委員：

今ので、若干違和感を覚えるのは、作本さんがおっしゃった、時期の問題であるとする、私は判断がつかない。なぜならば、私たちは最終結果しか知らないから、なんですね。最終結果から、物を言っている私たちの立場からすれば、熟度は判定できる、と思うんです。つまり、明らかにこれ、場所が分かっているよね。FSは終わっているよね。書かれているわけですよ。ですから、少なくとも最終報告書は、明らかに熟度を明記されているわけです。じゃあ、それが一体、いつ出てくるのかが、恐らく今の、作本さんの議論につながってくる。つまり我々が見えない、最初の段階では、こんなこと書いていなかったのに、最後になったら、実はこれはもうFSやっていますよ、みたいなことが書かれていると。

作本審査役：

出てくるかもしれませんね、最終報告書で。

松本委員：

それも実は、私としては、すごく不思議な現象だと思っているんですね。そんなの本当に最初から分からないのと思うので。

原科委員長：

だからファクトをしっかり書いてもらってね。それは大事だと思いますよ。そうしたら、対応が変わってくるんじゃない。後出しでとなるから、ごまかしちゃうんで、最初に出して、明記しておけば。

松本委員：

何か言えば、分かっていることが、結構あるんじゃないかと思うんですけどね。ないんですか。

原科委員長：

それは当然、短期間に出るということは、分かっているんですよ。

松本委員：

その4カ月云々と。

原科委員長：

それを要求していないからね、これまで明確に。だからやらないだけで、要求されれば出しますよ。

松本委員：

と思うんです。

作本審査役：

1枚出してもらってれば。

松本委員：

最終結果から見ると、結構分かっているんじゃないの、という案件と、これは確かに分かっているだろうな、という案件は明確だと思うんです。

原科委員長：

それはファクトを把握する、という言い方をすればね。それを使って何かすることになると、やっぱり構えちゃうでしょう。でもそういうことは、そう簡単にできないわけだから。だけどファクトは、しっかり把握するという。

村上課長：

提案の段階で、既存調査があるかなしか、というのは聞いていて、一応、明記をすることになるんですね、個人、個別に、提案書の中に。ただ、我々がそれを読んだだけで、どの程度の調査なのか、というのがよく分からないケースがあって、JICAのマスタープラン調査であるとか、そう書いてあれば、少し程度は分かるんですけども、例えば、現地の政府がやっているような、プレフィージビリティスタディーとか書かれていると、これってどの程度のものなのかな、というのが判断つかないのは、確かにありますね。提案の段階では、この事業はどこまで、例えば類似調査あり、と書いてありますけれども、これが本当にそれに当たるものなのか、ちょっとよく分からない、というのは確かにございます。

原科委員長：

ですから、そのソースにアクセスできればいいですね。そのときに情報があれば。

村上課長：

ええ、そうですね。我々が、いわゆる提案の段階で見られる時間というのも少ないし、企業へのアクセスというのも、限られているので、提案者に対して、全ての情報を求められるかどうかは、結構難しいですね。

原科委員長：

仮にアクセス、アクションを取れなくても、そのソースをいただければ、後でフォローアップできるでしょう。

村上課長：

後でフォローアップは、できます。

原科委員長：

制約された時間の中で、全部はできないですからね。でも将来にわたって、それは役に立ちますね。

村上課長：

はい。

村山座長：

今の点は、多分、調査の手續のあたりで、恐らく反映できそうな気がするので、内容をどんどん進めていって、よろしいですか。

原科委員長：

1つ、11ページの「調査の実施手続等について」。11ページ上のほう、スクリーニング、①です。表現がちょっと気になったのがありまして、「調査案件の対象事業、環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響はないと考えられるもの、2種類」という表現ですけども、「社会影響があると考えられる」ものというのは、ちょっと強い表現かな、という感じを受けまして、「あり得る」ぐらいかな、と思ったんですが、どうですか。「明らかに影響はない」と対比するなら、「あり得る」という表現のほうがいいかな、と思うんですけど。「ある」というと、結構、明確に近いですね。不明確にも入るわけで、「あり得る」という表現ではいかがか、と思いますが、座長いかがでございましょう。

村山座長：

珍しく振られました。「考えられる」という文言に、多分、可能性が含まれているのかなと。

原科委員長：

そういうことでいいですか。

村山座長：

多分、最初のガイドラインは、そういう意味でつくられている気がしますけども。まあ、「あり得る」のほうがより明確だという。どっちにしても 1、0 ですからね、ここは。

原科委員長：

明らかに影響はないという以外は全てという、「あり得る」ぐらいがよろしいかなと思いました。

村山座長：

じゃあ、「あり得る」にしましょうか。

原科委員長：

よろしいですか。

作本審査役：

今のお話、明らかに影響がないもの以外は、全部ここに入るように、表現を広くしていただいたので。

原科委員長：

そう、そうしておかないと。それが、売りなんです。それがすごく大事です。

村山座長：

じゃあ、そこはそういう形で、修正をして、ほかの点はよろしいですか。

原科委員長：

はい。ありがとうございました。

村山座長：

それで今日は、12 ページの最初のところからになりますが、先ほど、審査役から紹介していただいたように、前回の議論で、「被影響地域」という部分を、「事業サイト」という言葉に変えるかどうかという話がありましたが、「被影響地域」と 2 つ並べて表現する、という話もあったということですね。

原科委員長：

2つがいいんじゃないかな。

作本審査役：

2つと言っていましたね。

原科委員長：

「事業サイトないしは、被影響地域」だというのがいいと思います。

作本審査役：

どちらか一方で。

村山座長：

どちらかが明確に。

原科委員長：

どちらか。

作本審査役：

どちらか2つも、1つの要件で足りるというふうに。

原科委員長：

「あるいは」ね。サイトだけで、影響地域を把握できない場合もあるし、サイトは不明確だけれども、大体现地が分かる場合もある。

作本審査役：

どちらか1つで足りる、というふうに。

原科委員長：

「あるいは」にしよう。

作本審査役：

「あるいは」ですか。「ないしは」だと、ダブる分が。

原科委員長：

「もしくは」。

松本委員：

「ないしは」は、やめたほうがいいですね。

原科委員長：

「ないしは」がいい？

作本審査役：

「ないしは」のほうが。

松本委員：

「ないしは」はダブるでしょう。法律用語で。

作本審査役：

ダブるんですね。「ないしは」は若干ダブる。

原科委員長：

「あるいは」。

松本委員：

だから「あるいは」のほうが。

作本審査役：

いや、ダブるほうがいいんじゃないですか、これは。

松本委員：

いや、それは大変です。影響地域って、やっぱり、その後調べていく必要が出てくるから。

原科委員長：

「あるいは」だよ。事業サイトが明確であれば、大体検討がつく。

作本審査役：

「事業サイト」という言葉は、これで一人歩きしても、曖昧になることはないですか、いいですか。

原科委員長：

事業実施区域？

作本審査役：
そういう類語で。

原科委員長：
実施場所？ 何と言うの。

松本委員：
立地と言いますよね。

原科委員長：
立地点？

作本審査役：
予定サイトとか、何かそんな。

原科委員長：
立地点かな。どういう表現が。事業サイト、立地点。

作本審査役：
事業予定サイト。

原科委員長：
事業立地点、事業予定サイト。やっぱり、日本語がいいですかね。

松本委員：
事業予定地でもいいですし。

原科委員長：
事業予定地がいいかな。

作本審査役：
予定地。ありがとうございます。

松本委員：

つまり、予定地が明確でないけれども、影響地域が分かるというのは、どういうケースですか。

作本審査役：
あり得るんですか。

原科委員長：
あり得るよ。だって事業予定地といたら、ピンポイントだけど、ゾーンの的に、このあたりと。

松本委員：
そういう意味でね。

原科委員長：
そうすると、影響が分かる。

村山座長：
では、「事業予定地あるいは被影響地域」が明確である。
それから、「このために」という文言は、入れておくということですね。よろしいですか。

原科委員長：
はい。

村山座長：
じゃあ、②はそういうことで。
次の(3)「ジェットロが担う環境社会配慮上の責務」というところですが、最初のポツは、変えざるを得ないですね。公募提案要領の中で明らかにするというのは、現状とは違いますね。

松本委員：
「通じて」のあとは、「、」だな。

村山座長：
ここをどうしましょうか。採択のための審査は、実質的にはやられているとしても、ガイドラインには書けない。

松本委員：

「公募提案要領」を削って、明らかにしておくのは、いいんじゃないんですか。ジェットロが受ける場合は、こういうことを考えますよ、というのを、明らかにするのは、ジェットロの権限内ではないですか。

原科委員長：

じゃあ、「公募提案要領の中で」、というのを外して、「本ガイドラインを通じて」、「、」を入れたほうがいいでしょう。「各商社に求められる、環境社会の内容を、明らかにし」か。

松本委員：

それでも厳しいです。

村上課長：

審査はやっていない、ということですね。審査委員が審査して、我々はお手伝いしているだけなんです。だから「審査を行う」と書かれてしまうと、そこは事実と違うんですね。

松本委員：

そこは難しいですね。

原科委員長：

「審査を行う」のは、ほかですよ。審査の参考にするということかな。

村上課長：

そうですね、そういうお手伝いをしているだけです。

原科委員長：

でも、ジェットロは審査するんだから、いいんじゃないの。

村上課長：

ジェットロが審査しているんじゃなくて、審査委員の方が審査をしているので、我々はそのお手伝いをしている、というだけです。

原科委員長：

そうか。

村山座長：

お手伝いをしている、というのは明記できますか。

松本委員：

「審査の助言を行う」とか。

村上課長：

「助言を行う」、はい。

作本審査役：

助言じゃないです。対等じゃ。

原科委員長：

「審査へのコメントを行う」ぐらいなら。

作本審査役：

頼まれればする、というだけです。

原科委員長：

「行う」主体じゃ……。

作本審査役：

「行う」では、自主的にやっちゃうからだめです。

原科委員長：

「環境社会配慮面については、それを踏まえて、調査案件採択が行われることを期待する」
ぐらい？

松本委員：

それは、弱いです。

原科委員長：

「行われるものとする」、「行われるものと信じています」。そういう感じ？

村上課長：

参考となる資料を作成しているんですけどね。

原科委員長：

じゃあ、「調査案件採択時の環境社会配慮の参考資料を提供する」とか。

作本審査役：

これは、責務なんですか。責務じゃないから、やっぱり。表題は責務と書いてあるんですね。

原科委員長：

だから、環境社会配慮面の参考資料を提供するのは責務なんです。

作本審査役：

責務じゃない。責務なんですか。

原科委員長：

だって提供するんだから、それは責務でしょう。あとは、判断は向こうだから。

作本審査役：

精神的には責務なんですけど、プロセス、審査過程は違うんですよね、そもそも、責任的の所在的には。

原科委員長：

だから、提供するんだから、それはいいよね。提供しているんだから。

佐々木主幹：

これはもともと、課長、例えば契約書の中にというか、ジェットロと……。ああそうか、METIとの直接じゃないんだけど、ここの部分で、「支援する」とかいう表現は、使っていませんでしたか。

原科委員長：

審査を支援すると。

佐々木主幹：

最後の部分、「調査案件採択を支援する」とかいうふうにしたら、契約書そのものじゃない、契約書というか。

村上課長：
支援する。

佐々木主幹：
そうだと差し障りのない.....。

松本委員：
なるほど。

佐々木主幹：
差し障りのないと言いかもおかしいけど。

松本委員：
支援する、いいんじゃないですか。支援するならば。

原科委員長：
じゃあ、こうしたらいいんじゃないの。今の、「明らかにし」で「、」の後、「明らかにし、調査案件採択における環境社会配慮を支援する。」、それでいいんじゃない？ 「調査案件採択における環境社会配慮を支援する」と。あるいは「環境社会配慮面の支援を行う」。そういう表現で、いいんじゃないの。「配慮面の支援を行う」がいいんじゃないですか。

佐々木主幹：
「採択」という言葉を入れずに、ですね。

原科委員長：
「案件採択における」。調査案件採択はここでやるから。「における環境社会配慮面の支援を行う」と。「支援」ですね。「支援」でいいと思う。

松本委員：
「それを踏まえて」は、必要ですよ。明らかにした、「それを踏まえて」という一言は、やっぱり、あったほうがいいんじゃないですか。

原科委員長：
どこにつなげていけばいいか。

松本委員：

「それを踏まえて、調査案件採択における環境社会配慮を支援する」。

原科委員長：

なるほど、そうだね。じゃあ、「それを踏まえて」から始めよう。もう一回やり直し、最初から読みますよ。「ジェットロは、本ガイドラインを通じて、各調査に求められる環境社会配慮の内容を明らかにし、それを踏まえて調査案件採択における環境社会配慮面の支援を行う。」、そういう格好でどうですか。どうでしょう、座長、いかがでございましょう。

村山座長：

はい。

松本委員：

しおらしいですね。

村山座長：

「審査」という言葉は、なくていいんですね。

原科委員長：

「採択」でいいんじゃないかな。採択は向こうか。採択の審査の支援か。そうですね、採択は、また違うのか。採択は、経産省ですね。

村上課長：

そうです、第三者の委員会の人たちがやっています。採択は、METI ですね。

原科委員長：

METI でしょう。だから「採択のための審査の支援」。じゃあ、「それを踏まえて調査案件採択のための審査の支援を行う。」、そのほうがいいですね。

村山座長：

では、最初のポツは、そういう形で修正と。2つ目以降は、いかがでしょうか。

松本委員：

調査実施者に求めることは、できるんですか、現状でも。この辺は、制度との関係になってしまうので。

村上課長：

調査実施者に求める、はい。

松本委員：
ことはできる？

村上課長：
そうですね。報告書の修正というか、報告書のドラフトの修正です。報告書は提出されてしまうと、だめなので。

原科委員長：
ああそうか、報告書案ですね。案が大事ですね。

佐々木主幹：
何か「求める」というのは、非常に強い。ジェットロが直接契約していた時代は、いいんでしょうけれども、「助言」とかというのは、「求める」というのは、非常に強い。

原科委員長：
「必要に応じて」と、ついているから。絶対じゃない。どうでしょう。

柳委員：
では、「ものとする」ではどうですか。

村山座長：
「求めるものとする」。

柳委員：
「求める」と「求めるものとする」というのは、かなり温度差が違うので。

原科委員長：
「必要に応じて求める」でいいんじゃないかな。

作本審査役：
この文章で、「ジェットロは追加調査を求める」という、そういう文は、先ほど熟度のことを、あれだけやっていますよと、もちろん予算の制約があるということは、念頭に置きながらということでは使えるんですよ。

松本委員：

求めていると思います。

作本審査役：

求める立場を我々は確保できる、という意味には利用できますね。

松本委員：

向こうが応じるかどうかは、向こうの判断で、ジェトロが求めるのは、責務。

原科委員長：

そう。求めてもやられないことはいっぱいあるものね。

松本委員：

ジェトロの責務ですので。あとこれどうします。「案件形成調査」という言葉、上ではもう「調査」になっているんです。

村山座長：

調査にしますか。

松本委員：

ええ、そのほうが何か。もちろん追加調査という、別の調査の名前が出てくるからあれか
もしれませんが、ここは。

村山座長：

じゃあ、「各調査」。

では、3つ目はいかがでしょう。

原科委員長：

じゃあ、次のも「各調査」にしちやいますか。

「対話を取る」「対話する」かな。「措置をする」「措置を取る」。

松本委員：

でも、主語がジェトロですものね、対応というのは。「必要に応じて」がついているから。

原科委員長：

対話を取るというのは、対話するんじゃないの、どうですか。

松本委員：

そういうことですか。

原科委員長：

日本語。必要な対話をする。

村山座長：

もともとのガイドラインが。

柳委員：

「する」ではないですか。「取る」ではおかしい。

村山座長：

「適切に対応する」ですか。

松本委員：

であれば、「適切に対応する」でしょう。

柳委員：

「対応する」ですね。「適切に対応する」と。

原科委員長：

「適切に対応する」。対策を取るならいいけどね。

村山座長：

4つ目は、いかがでしょう。

原科委員長：

これも案件形成で消えちゃうね。各調査の終了。

村山座長：

これは今のパターンなんですけど、もし可能であれば、事後的に、結果を報告されるだけではなくて、オンゴーイングの助言もできるようなことが、あるといいと思うんです。それはタイミングの問題もあるかもしれないけど。

原科委員長：

「さらに」だな。「可能であれば」みたいに、一文追加しますか。「さらに可能であれば」。

村上課長：

いやあ.....。

村山座長：

ここは大きいと思います。

松本委員：

ここは最大のハードルでしたからね、前回。

村上課長：

そこは難しいと思います。

原科委員長：

「努力する」「努めるものとする」とか。

村上課長：

ちょっと難しいですね。

原科委員長：

これは大事なところだね。

村上課長：

ええ。

原科委員長：

じゃあ、「その他適宜必要なアドバイスを求める」にしようか。適宜の中に含めちゃうと。含意すると。「その他適宜」のところで、タイミングがいろいろ.....。

作本審査役：

ちょっと私が気になっているのは、さっきの熟度の話ですよ。熟度の先ほどの議論というのは、最終報告書が出る前に、話自体はスタートしているわけですね。その中間で、諮問委員の方にご紹介するということは、できなくなっちゃいますね、この文章だと。

原科委員長：

これはね。

作本審査役：

熟度はこうしましたよということは、最終報告段階で問題にすることになっているから、その前の段階で、協議やら何やらできないことになります。

原科委員長：

だから「その他適宜」。適宜の意味は、いろいろあるけど。

村上課長：

その途中段階でのジェトロの判断も、そこはやっぱり難しいと思います。

原科委員長：

「その他適宜必要な助言を求める」ぐらいに、ゆるく書いておいたら？ これだと、これ以外は、やっちゃいけなくなっちゃうから。

松本委員：

それは、諮問委員会のところになかったでしたか、そういう出どころ。

原科委員長：

いや、責務のところを書いてあります。

松本委員：

ジェトロ側の責務でね。

原科委員長：

ええ。「その他、適宜必要に応じて」。

松本委員：

諮問委員会の中には、あったような気がしましたが。

原科委員長：

「必要に応じて、適宜助言を求める」と。そんな表現があるといいな。

松本委員：

諮問委員会の役割そのものは、必ずしも、最終報告書だけではない書き方、ではありますね。

村山座長：
どこでしたか。

松本委員：
最初のほうにあります。6 ページ。「定期的に諮問委員会を開催する」。5 ポツのところです。

原科委員長：
だったら、これと相呼応して、ここにも書いておかないとまずいんじゃない？ 責務というなら。

松本委員：
つまり「実施状況を報告し」と書いてありますから、必ずしも、最終報告書とは限定はしていないんですけど。

村上課長：
事業は、ジェトロ事業全体を指しているんです。

松本委員：
確かにそうですね。

村上課長：
受託を、いわゆるこの事業の中で、途中経過をご相談する、というプロセスは、今までは難しい、ということを言われています。

原科委員長：
だから、可能性が生まれたとき対応できるように、「その他、必要に応じて、適宜、同委員会の助言を求める」ぐらいに、やわらかく書いておいたらどうですか。

村上課長：
お願いします。

原科委員長：

言いますよ。「その他、必要に応じて、適宜、同委員会の助言を求める」。このぐらい遠回しなら、いいんじゃないの。言わないというのは、まずいものね。本当に困ったときに、助け舟を出せなくなっちゃう。

柳委員：

もう一つは、調査の終了後というところを、調査の終了段階等においてと、その結果などを報告し、というふうに、少し、後ではなくて、段階等において、というふうに曖昧にする。

原科委員長：

アドバンスだよ、そっちの場合。私のは思い切りよ過ぎて。

松本委員：

霞が関文脈の最高峰に達するような。

原科委員長：

経産省がうまいんだ。

松本委員：

すごいな、霞が関文学。

原科委員長：

スーパー霞が関。

作本審査役：

私もちょっと思うのですが、(3)の4つ目が、まさに一番の期待しているところは、「事後的にのみ」という、調査終了後にしか、委員には関わってもらいたくない、ということを強調するための文章ですよ。意図的に考えると。今は調査終了後という言葉の意味をここで議論されて、もう一つ、その前にあるポツですけれども、これはどちらかというと、網がかかっていないと考えると、ステークホルダーからの関連情報を受け取った、むしろ、今これから、例えば、METI が取り上げるような、経済特区みたいな事業が、調査中に、何か火の粉が上がった、批判が上がった、そういうようなときには、まさに事後じゃなくて、この場合には、対応、事業調査進捗中でも、やるべきだということが、上のポツですよ。

原科委員長：

そう。そのときは、諮問委員会は関与しないんですよ。この書き方だと。

作本審査役：

そうです、これはジェトロの責任において、真摯に対応しろということですね。

原科委員長：

ジェトロでいいんだ。だから今、私が緩く言ったほうをつけておけば、そのときに、我々が助け舟を出すことができるんです。相談したいというときに、相談を。

作本審査役：

「必要に応じて」というのは、途中でも、進行中の調査でもいけると。

原科委員長：

そうすると、いいんじゃないですか。

村山座長：

どうしましょう。文言を追加するか、あるいは、柳委員のおっしゃるような、「等」を。

佐々木主幹：

これは多分、今までの村上課長の感触、METI とのやり取りの感触からいって、難しいという感じだと思うんです。だから、一番やりやすいという言い方は変ですけども、報告書作成、クオリティーコントロールするために、最善の努力をする、というところにフォーカスすれば、全く METI も、何も言わないと思うんです。それは頑張ってくださいということだと思うんですけど、何かを言われるということに対しては、結構、多分、敏感なんじゃないかな、とは思うんですね。だからここで何か加えるというのは、相当……。

原科委員長：

いや、でも経産省というのは、ジェトロに対してですから、「その他必要に応じて、適宜、同委員会に助言を求める」だから、これはジェトロにとって、そういう関係だということを書いておく、だから経産省に限らずね。

松本委員：

何かを言うのはジェトロなわけじゃないですか。ジェトロは言うを書いてあるわけですね、実施者に対して。そのときに、助言委員会が、ジェトロに対して関わるかどうかであって、我々は別に、経産省に何か物を言うわけではないので。

原科委員長：

ジェットロの支援ですね。

松本委員：

ジェットロは別に、それは、諮問委員会がこう言っているんですから、というふうに言う必要は全くなくて、その斟酌をしながら、ジェットロとして、調査実施者にアドバイスをする、参考にするということなので。

原科委員長：

そう。必要に応じて、諮問委員会の名前を出してもいいんですよ。その必要がなければ一切ね。

松本委員：

そこはだから、ジェットロの、インハウスのものだ、という理解でいいと思います。

作本審査役：

はい。重要なところなので。

佐々木主幹：

いや、ここを曖昧にし過ぎると、後々、あれなので。

原科委員長：

あくまでもジェットロサポート、諮問委員会はね。諮問だから。

村上課長

受託事業ではあるので、そこら辺は、ジェットロがこの事業を、もし受託する場合は、こういった委員会があって、こういう規定があって、という話は、多分 METI のほうには伝えたことで、向こうが判断してくることになると思います。

原科委員長：

それで、諮問委員会との関係、そういう位置関係を明確にしておきますと、多分、ジェットロの説明責任を果たすときにいいと思います。つまり外部の意見をしっかりとらえて判断しましたという。これは証拠になるでしょう。これがなかったら、全然意見をもらっていないとなるじゃん。だから加えたほうがいいと。

村上課長：

それを、METI がどう判断するか。

原科委員長：

それは向こうの判断だからね。

村上課長：

向こうが、ポジティブととらえるか、ネガティブととらえるか。

原科委員長：

METI も多分、どんどん変わっていくから、かえってそれをよかったと思うことがありますよ。愛知万博のときが、そうだったんだから。あれだけガタガタやって、結局、成功したのは外部専門家の意見があったからですよ。あれを無視したら、失敗しちゃったよ。

作本審査役：

ジェットロは、という主語は、よろしいですか。「必要に応じて諮問委員会に意見を求める」というのでよろしいですか。

松本委員：

あとはだから、原科先生……。

作本審査役：

METI に相談して、嫌だと言われても、これはジェットロという主語だから、ということで。

原科委員長：

相談しなくたっていいでしょう。

作本審査役：

相談するまでもないですね。

原科委員長：

ジェットロの問題として、考えてあればいいのでね。

作本審査役：

分かっています。

原科委員長：

経産省との関係、ジェトロのご判断で。我々は、それ以上は言いませんよね。ジェトロの支援役だから。

松本委員：

でも書き振りが今、2通りあったので、そこはじゃあ、どういうふうに。

原科委員長：

書き振りは、どっちがいいかご判断いただければ。

村山座長：

今の文章を変更すると、最終的に、次年度以降の事業に対するアドバイス、ということになっているので、そういう意味では、ちょっと制約があるかもしれないですね。

原科委員長：

じゃあ、黒ポチを1つ増やすか。「その他必要に応じて、適宜、同委員会の助言を求める」。黒ポツを、5番目にオーバーオール。

作本審査役：

調査終了後でも、前でもよしということですか。

原科委員長：

いつでもできるように、黒ポチをやって、「その他ジェトロは必要に応じて適宜同委員会の助言を求める」でだめですか。それでもいい？ そうすれば今、村山先生が言われたことが回避できる。

村山座長：

いかがですか。

原科委員長：

オーバーオールに。そのほうがいいな。

松本委員：

具体的には。

原科委員長：

弾力的に対応できるように。

村山座長：

もう一度お願いします。

原科委員長：

黒ポツ、5番目のポイントね。

松本委員：

5番目にするんですね。

原科委員長：

その他ジェトロは.....

佐々木主幹：

ジェトロは、を主語にしたほうがよろしいですね。

原科委員長：

「ジェトロは、その他必要に応じて、適宜、同委員会の助言を求めるものとする」。そうしておけばいいんじゃないですか。

作本審査役：

「求めることができる」くらいに、Canで。

原科委員長：

できるのは、当たり前でしょう。だって、ジェトロの求めるでいいんじゃないの。

松本委員：

じゃあ、4はこのまま残す、ということですね、4ポツは。

原科委員長：

諮問するのは、そちらなんだから。できるのは。それは求めるものとするくらいに。求めるでいいか。

村山座長：

同委員会は、諮問委員会のほうがいいですね。

松本委員：
諮問委員会ね。

原科委員長：
諮問委員会。

村山座長：
変っちゃうから。

松本委員：
そうですね。

村山座長：
じゃあ、ひとまず、そういう形で修正とさせていただきます。
次が、一番メインの「調査の手続きおよび方法」ですが、(1)の審査採択段階、ここについて、恐らく、かなり、変えないといけないと思われませんが。

松本委員：
そうなんですよ。ここからは主語が、問題になってくるんですよ。この「調査提案者は」という主語を、維持できるかどうかなんです。「担当部は」と、「ジェットロは」はいいんですけど。

村山座長：
ここは、そもそも書けますか。

松本委員：
スクリーニング様式は、使ってもらっていますよね。

村上課長：
ただ提出先は、新日本監査法人。

松本委員：
なるほど。ジェットロに提出というのは、取れないですか。取ってしまったら、どこに提出するか、主語は、やっぱり提案してもらって。

村上課長：

主語は難しいですね。

松本委員：
難しいです。

村上課長：
難しいですね。

松本委員：
逆にジェットロが、自分たちの所定のスクリーニング様式に沿って、まず最初の情報収集、すれば、いいんですよね、ジェットロは。

村上課長：
はい。ジェットロは。

松本委員：
そうですね。要するに、その様式で仮に提出されなかったとしても、その項目に書いてあることをジェットロは聞き取る、というぐらいの気持ちでいけば、ジェットロは、という主語で、もしかしたら行けるのかなと。

村上課長：
ジェットロは、という主語ですね。

松本委員：
調査提案者は、の主語は難しいかな、と思うんですけど。

村山座長：
それは、審査採択段階というフェーズでいいんですか。

村上課長：
それは大丈夫です。

村山座長：
大丈夫ですか。

村上課長：

はい。そうですね、そのお手伝いをする、という業務を請け負っているので、そこは大丈夫と思います。

柳委員：

では、「提案時に」というところを、「提案者が」ということですか。調査の提案者が、と。

村上課長：

ジェットロに提出されていないくて、今は、「新日本監査法人」に提出されているので、ここは事実とは違うんですね。もし「提案者が」にしても、スクリーニングとか、提出書類を、ジェットロには提出されていないくて、「新日本監査法人」に提出されているんです。

松本委員：

ここはまず、「ジェットロは、調査の提案時に、所定のスクリーニング様式を持ち、当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を把握、検討する」わけです。これはジェットロができることです。

村上課長：

そうですね。

作本審査役：

ただ、これは審査、採択段階のことですか。

松本委員：

ええ、その段階で把握をしていますよね。現実には。所定のスクリーニング方式。

作本審査役：

ただ、事実上はそうなんだけど、論理的には、どうなんですか、ここのところ。論点だけど。

松本委員：

作本さんに聞かれると、僕もよく分からない。

村山座長：

実際は、されていると思うんですけど、それを書けるかどうかです。

作本審査役：

手続の流れを、前に座長から整理してもらっているのですが、契約締結があり、次に審査があり、審査の段階で、支援する。

松本委員：

契約の前に審査ですか。

作本審査役：

契約締結があり、この契約締結というのは、委託関係の締結です。ジェットロと新日本監査法人の間の委託契約があり、あと、調査実施企業と METI との契約が、その前にあり……。

村上課長：

ないです。

作本審査役：

後ですか。

村上課長：

後です。調査実施者と METI との契約は、提案を審査して、採択案件後にですから。

作本審査役：

後に選んで決めて、そのときに調査企業と。

村上課長：

はい。

松本委員：

新日本監査法人とジェットロは、確かに審査の前の段階で契約がないと、そこにコメントできませんものね。それはあると。

作本審査役：

そうすると、また戻るんですけども、「ジェットロは環境社会影響を検討する」という、この時期は。

村上課長：

それはします。

松本委員：

審査を支援する段階では、これをしなきゃいけません。

作本審査役：

審査を支援するための、そういうことですね。分かりました。

村山座長：

検討する、という表現でいいですね。

作本審査役：

検討するで。

松本委員：

そこまでは、これを生かせばできますよね。

村山座長：

その後の文は、どうでしょう。

松本委員：

ここはでも、そこだけ把握できていればいいんですよ。1ポツは、それで同じことができますよね、多分。ここに書いてあることと。

村山座長：

大丈夫ですか。

松本委員：

できないですか。

村山座長：

申請書に、記述要領を示すことは可能なんですかね、今。

村上課長：

申請書に何ですか、済みません。

松本委員：

その後のところですね。

村山座長：

スクリーニング様式は、ジェトロのを使えというのが、多分、この2つ目の文だと思うんですけども、そういうことが言えるかどうか。

松本委員：

それはできないでしょうね。

柳委員：

ここはできないのでしょうか。これは要らないのですね。これはなくてもいいのですね。

村山座長：

じゃあ、これはなし。

松本委員：

そうするとこれ、2ポツからでも同じですか、中身は。

柳委員：

2ポツかな。

松本委員：

1ポツは、提出の話をしていきますから、もはやそれを言う必要はなくて、2ポツから始めればいいだけのことですかね。何か実質的には、同じ内容ですね。

村上課長：

そうですね。スクリーニング様式の検討結果が、適正か審査する。はい。

村山座長：

これは審査するという表現ですか。

作本審査役：

審査という言葉は、もう変えたほうがいいんじゃないですか。

村上課長：

ちょっとあれですね。

松本委員：

上の検討をし、審査を支援する、ということになるんですよね。適正かどうかを検討し。

作本審査役：

(1)で、「審査採択」と言っているところは、METI が行う審査ですから、ここは支援を前提にした上での検討とか、そういう言葉じゃないと、さもコミットしているかのように。

佐々木主幹：

「審査採択支援段階」じゃ、だめですか。

松本委員：

今ので言うともうそうですね。

作本審査役：

審査採択を支援するところ。

松本委員：

審査採択支援段階。

佐々木主幹：

支援段階、支援を入れればと思うんですけど。

村山座長：

ちょっと長いですね。

松本委員：

採択審査。まあ、いいですか。

村上課長：

変ですね。そこまで縛らなくてもいいかな。

柳委員：

でも審査採択段階でいいのではないですか。それは METI がやることだから。

松本委員：

段階の話ですね。

作本審査役：

段階の説明だと。それこそ 2 ポツ目は、むしろ、「適正か検討する」ぐらいのあれでいいんじゃないですか。

村上課長：

結果が適正か。ここはガイドラインの対象かどうか。もともとはの意味は、ガイドラインの対象かどうかの審査をする、ということだったんです。

作本審査役：

もとの考え方は。

村上課長：

ええ、もとの考え方は、スクリーニング様式に基づいて、「ガイドラインの対象案件かどうかを審査する」という形だったんですね。

松本委員：

それが、適正かどうかの意味。

村上課長：

ええ。それはでも、今でも一応、結果は、やっていますね。

作本審査役：

ただ、このスクリーニング様式というのは、METI が要求しているかどうか分かりませんが、それが出されて、内容的に間違っているかどうかを、コメントできる立場にもジェトロはないですよ。この書式を要求して、提出しなさいと言っているのは、METI か、またはこの監査法人ですよ。

村上課長：

ええ。

作本審査役：

ですから、我々は、それを参考に読ませてもらっている程度であって、担当部がここまで。

松本委員：

審査段階で、じゃあジェトロは、どんなアドバイスというか、コメントをしているんですか。審査段階は、やはりスクリーニングフォームを見るんですよね。

村上課長：

審査段階は、評価基準が一応示されているので、それに基づいて、評価をしていく。

松本委員：

それは、METI 本体のガイドラインというか、評価のマニュアルに沿って、ということですね。

村上課長：

そうです。

柳委員：

では、「評価基準との適合性をチェックする」、というぐらいですね。

村上課長：

「適合性をチェックする」というのは、審査段階での作業ではあるんですけども、ここで多分、想定されているのは、ガイドライン.....。

松本委員：

そうですね、METI のマニュアルではない。

村上課長：

マニュアルではないですね。ジェトロのガイドラインに基づいて、結果が、結果というのは、ガイドライン適用案件かどうか、という結果だと思うんですけど、検討結果ですから。

柳委員：

では、記入内容をガイドラインに沿ってチェックし、ということですか。

村上課長：

はい。

柳委員：

それで、社会環境影響に関する検討結果が適正かどうかを判断し、その後に、評価基準との適合性をチェックすると。この2つの作業をやらなければならないのですね。

村山座長：

評価基準までは、言わなくてもいいですね。

作本審査役：

評価基準は、彼らの主体でやっていることですから。

柳委員：

そこまで書き込まなくていいかという。

作本審査役：

主体が違うから。

松本委員：

それよりも、やっぱり、この段階に、熟度の話を書くかどうかだと思うんですね。要するに、熟度はいろいろな段階でチェックをする、という前提で、ただしこの段階でも、それを見るということを、今回の新しい改定の中で、「進捗状況の確認」という項目が入ったので、それも含めて、ここで確認をする。つまり今までのように、0、1の判断。つまり影響が全くないか、可能性があるかの、その判断だけがここで言われているのかどうかというところが1つのポイントでしょうし、村上課長の顔を見る限り、ここではやりたくない、という。

村上課長：

そこを入れると、結構、いよいよ熟度判断をやるということを、宣言していることになるので、どうでしょうかね。

村山座長：

熟度の話、入れるとしても、契約段階じゃないですかね。審査の段階で.....。

松本委員：

結局ここは、0、1ということですか。それしかできない、と思うんです。

作本審査役：

今までと同じですね。影響あるなし、ということだけの判定のために、こんなことがあるような気がします。

松本委員：

あとは、スクリーニングのほうも、ちゃんとジェットロは確認する、ということ、ここで担保する、ということですかね、じゃあ。であれば本当に。

作本審査役：

やはり(1)では、支援するという流れの中で、全部完結していないと、少なくとも審査に関わっているわけではないので、審査をやっているわけじゃない、お手伝いとしてやっているという、その基本線だけは、はっきりしない方がいいんじゃないか、と思うんですね。

松本委員：

2ポツからですか、やっぱり。ジェットロは所定のスクリーニング様式。

村山座長：

所定は、大丈夫ですか。

村上課長：

はい。所定は、もう公募要領に入っている様式なので。

村山座長：

じゃあ、1ポツはなしにして、2ポツから始めて、「ジェットロは所定のスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か判断する」ぐらいですか。

作本審査役：

その次の行は、実際に、じゃあ、こういう報告書をつくるわけにはいきませんので、「必要に応じ」という、そこだけ、なくしていけばいい。

松本委員：

この「執務参考資料」というやつですか。

作本審査役：

執務参考資料という、そもそもフジサキさんが遺言として、残してくれたのはこのプロジェクト……。遺言というのは、変ですけど、置き土産として残してくれたのは、こういう調査をやって、各国のアセス制度を調べたら、ということですけども、そういうような予算があるわけでもないし。

松本委員：

これは実現していないんですね、実際は。

作本審査役：

実現できません。

原科委員長：

じゃあ、これは参考にならない？

作本審査役：

ならないので。

原科委員長：

じゃあ必要に応じ。

作本審査役：

必要に応じだけ、以下は、残していただくようにして、その前は削除、ということで。

村山座長：

審査に当たっては、必要に応じ。

松本委員：

置き土産が、お荷物になってしまった。

村山座長：

3ポツ以降は、どうですか。

松本委員：

担当部と審査役の関係か。

原科委員長：

2つ目いいですか。「ジェットロは環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査専門委員会」、これは、「諮問委員会」でいいんじゃないの。ここがちょっと分からない。

柳委員：

今はちょっと、その手前をやっているの。

村上課長：

手前は、「審査」という言葉がありますね。でも、要は、今やってるガイドライン適用か否かのチェックのことを指しているんですよね。

柳委員：

では、審査を、チェックに変えますか。

作本審査役：

チェックというと、チェック機能だけで、助言という項目、権限過程のないような言葉を。

原科委員長：

助言を受ける、助言がいいな。

松本委員：

助言は、オーケー。

村山座長：

それで、4つめですが。

村上課長：

これは、いわゆる審査委員会、METI も審査をしてもらっている第三者委員会の話です。

原科委員長：

そっちのほうでも、いいね、第三者委員会。

村上課長：

はい。

原科委員長：

これは「審査／執務委員会」の表現でいいわけね。

村上課長：

いいです。

村山座長：

ただ、これは「ジェットロは」という主語になっているので、ちょっと変わりますよね。

原科委員長：

変わるね。

松本委員：

座りの悪い日本語ですね。確かに、もとの日本語が。

原科委員長：

これは要らないのかな。ジェットロがやることなくなっちゃう。

松本委員：

あちらの審査委員会の話、、、

柳委員：

そうでしたら要らないですね。

松本委員：

要らないと思います。

村山座長：

じゃあ削除。最後のポツは、これも。

村上課長：

これは、採択案件の公示はやっています。概要と、そのスクリーニング結果の例示も、やっていますので、これはこのままで大丈夫です。

作本審査役：

公示という言葉は、公表じゃなくていいですか。権限がないから、うちに。公示と言うと、権限のあるところがやっているから。

松本委員：

公表か。公示に際は、METI 側の話ですよ。

作本審査役：

公示は、向こうのやることですね。

原科委員長：

だから案件採択の公示に際しというのは、ここは、実は METI の公示に際して、ジェトロがやるのは.....。

作本審査役：

公表ですね。

原科委員長：

公示というのは、METI 側のアクションを言っているわけ？

村上課長：

今は、METI がやっていて、ジェトロもやっている。今回の採択案件はこれです、という公表はします。

原科委員長：

じゃあ、これは公表でいいわけね。じゃあ、「公表に際して」。

村山座長：

公表。

原科委員長：

案件ごとに明示する。

村山座長：

じゃあ(1)は、よろしいですか。

原科委員長：

公表のタイミングは、ここに特に明示しなくていいですか。だから、METI による公示の際に、合わせて公表するとか、そういうことをやって。

村山座長：

事実上そうなんですけども、でもどうでしょう。あえて言わなくても。

原科委員長：

言わなくても、いいですか。

村山座長：

はい。じゃあ次、(2) 契約段階。

村上課長：

これもちよっと、主語の問題なんですけど、ジェトロが実施計画書の提出を求めている、というところが、事実と違うかなと。というのは、実施計画書というのは、いわゆる契約についている仕様書なんですけれども、契約者は、今、METI なので、実際には、提案者というのは、METI に対して提出しているんです。それをジェトロはチェックしている、という立場になっています。

原科委員長：

じゃあ、調査実施計画書の提出のときに、ジェトロがアドバイスする、という、そういう表現かな。

村上課長：

そうですね、実際そうです。

原科委員長：

じゃあ、ジェトロは、採択案件提案者に対し、これこれを含む調査実施計画書の提出、作成の支援をする、そういう感じだね。

村上課長：

はい。

原科委員長：

環境社会配慮.....。

村上課長：

そこは、次のポツでも触れているので、あえて取ってしまってもいいかなと。

原科委員長：

取ってしまうか。

松本委員：

つまり、何と何の契約段階かという。

村上課長：

そうですね、METI と提案者の契約段階ですね。

原科委員長：

じゃあ、これ取っちゃいますか。

松本委員：

METI と契約者の、契約段階ですよ、これ。

村上課長：

一番最初のポツは、要らないかなと思うんですけど。

原科委員長：

2 番目の表現を変える、ということだな。

柳委員：

実施計画書に対して、何らかの助言はできるのですか。

村上課長：

それはできます。

柳委員：

できるのですね。

原科委員長：

だから 2 番目がそう書いてある。実施計画書が当該案件ね。

柳委員：

これは委託契約ですよ。

原科委員長：

実施計画者が、実施計画書に書いてあるでしょう。

柳委員：

案件の委託契約と、METI と調査提案者との契約は、また別の話ですよ。同じこともあり得るけれども、それはジェットロ事業についての委託契約は、分かりますけれども、そうではなくて、METI と提案者との契約は、また別の話ですものね。だけどその別の話のところでも、実施計画書に対してのアドバイスができるよ。

村上課長：
できるんです。

柳委員：
それが1段目の話ですよ。1ポツの。それを書くかどうかという話ですね。

村上課長：
ジェットロは、ただ提出を求めているという……。

柳委員：
いや、求めているわけではないけど、提出されるものに対してですね。

村上課長：
提出される実施計画書に対して。

原科委員長：
昔の仕組みのときの表現では、こうなっているんです。今は仕組みが変わったから、だから1番目は、求める立場でなくなっちゃったから。

松本委員：
でもこれは、新日本監査法人との契約の中で、これは受け取ることになっているわけですよ。

村上課長：
受け取るというか……。

原科委員長：
ジェットロ独自で契約する場合は、やっぱりあるから、それを残しておく、という意味ね、1番目は。

村上課長：

いや、求めるというのは、表現がおかしいということです。求めてはいないので。ただ、新日本監査法人との契約においては、実施計画書のチェックを行う。

松本委員：

ということに、なっているんですか。

村上課長：

ということになっている。

松本委員：

それが、2ポツ目に書いてあることですね、基本的に。

村上課長：

はい。2ポツ目に書いてあることは大丈夫だと思います。

原科委員長：

じゃあ、2ポツ目は、このまま残していいわけ？

松本委員：

ただし、契約前なんですか。METI と調査会社、企業との契約前ですね。

村上課長：

前です。

松本委員：

前なんですね。

村山座長：

じゃあ契約する前に、締結する前という言葉は残していい？ 大丈夫ですか。

村上課長：

はい。契約する前、大丈夫です。

原科委員長：

1番目もそういうことでしょう。1番目のポツは、もともとあって、前でしょう、求めるのは。求めてからチェックする、という意味ですね。

村上課長：

そういう意味ですけど、求める立場には今ないので。

原科委員長：

にはないからね、これは外すと。

柳委員：

では、「調査の実施計画書に対する助言を行う」、と書いたらいいのではないですか。

村上課長：

ジェットロは、助言を行います。

村山座長：

今の表現を、2 ポツに反映するということですか。

柳委員：

いや、1 ポツ目です。

村上課長：

表現を生かす。

柳委員：

そのままの文章で、最後の「提出を求める」のところに、「に対する助言を行う」と。

村山座長：

「助言を行う」。

原科委員長：

生かす。でいいですか。

村山座長：

では、1 ポツは、それを生かして、2 ポツは。

松本委員：

この場合は、提案者に対してやるんですか。委託契約前は。

村上課長：

はい。

松本委員：

分かりました。

作本審査役：

契約段階という言葉は、2種類の契約があるので、調査契約なのか、委託契約なのか、それを言っておかないと、どっちの契約段階なのか、分かりませんよね。契約段階という用語ですけど、委託契約のことを言っている契約段階なのか、あるいは調査者との契約なのか、そこはちょっと時間的な。

村上課長：

全部、調査者との契約段階、全部そうですね。

松本委員：

あれはどういう名前なんですか、調査者との契約。それも委託契約ではない？

作本審査役：

実施契約でしょう。

松本委員：

実施契約？

村上課長：

分かりませんが、調査……。分かりませんね。

松本委員：

分かりやすい言い方がいいですね。調査契約のほうが、我々が、それを何を意味するのか分かるのならば、調査契約ですけど。

村山座長：

そうすると、2ポツ目は委託契約ではなくて調査契約ですか。

原科委員長：

調査案件？

松本委員：

そうですね、今の話を聞くと。

原科委員長：

調査というキーワードを入れたほうがいいのか。

松本委員：

METI と調査実施者の契約だとおっしゃっていましたね。

村上課長：

そうです。

原科委員長：

じゃあ、調査案件の委託契約でもいいの？ そういう表現でもいいですか。

松本委員：

委託という表現も、ちょっと変ですね。METI がやる調査を、コンサルティング会社に委託している、というイメージですけど。

作本審査役：

監査法人も委託で出ている。

松本委員：

変と言えば変かもしれないですが、まあいいのか。調査を委託しているのか。

村山座長：

委託という言葉は、必要ですか。

原科委員長：

調査契約のほうが、何か実際は分かるような気が。

松本委員：

調査契約を締結、それでもいいね。分かればね。そういう用語で分かる？

原科委員長：

そこは確認をしていただいたほうが、あれかもしれないですけど。

村上課長：

実際の契約。

松本委員：

調査契約のほうが、クリアだね。

原科委員長：

委託契約って、本当にどれを指すのかが、毎回混乱しそう。

柳委員

それとも、この案件の委託契約を締結する前にというのを取ってしまって、助言に際してと。その上で助言を行うと言っているわけですよね。それで助言に際して、担当部がガイドラインのこれの内容を確認すると。

原科委員長：

担当部はから始めればいいのか。タイミングがあるんでしょう、締結前に。

松本委員：

いずれにしても、(2)の表題の契約段階という言葉、何の契約かだけ書いておいてもらったら。

原科委員長：

調査契約締結する前に、タイミングを規定しているから、調査契約の締結前に、ということですね。調査契約を締結する前に、担当はこれこれと。

村山座長：

ここは、確認するでいいですね。

村上課長：

確認する……。

村山座長：

1 ポツを生かして、助言を行うと

原科委員長：

助言を行う、はい。

村山座長：

アドバイスをして、その結果を確認する、ということにはなっていますが、それでいいかどうかですね。

原科委員長：

いいんじゃないですか。

村山座長：

よろしいですか。

原科委員長：

調査項目だからね。含んだものになる、と思います。

村山座長：

では、1ポツについては、残した上で助言を行うと。

2ポツについては、調査案件の契約を締結する前に、スポットをまずさせておいて、今の表現を生かすと。

3ポツ目の、審査役の役割ですが、これはいかがですか。

原科委員長：

いいんじゃないかな。

村山座長：

これは、よろしいですか。

原科委員長：

上の2つが規定されたから。

松本委員：

助言を与える相手は、何なのかなんですけどね。担当部なのか。

原科委員長：

担当部。

作本審査役：

担当部を通してですね。

松本委員：

担当部に。

村山座長：

担当部に、というのを入れますか。

松本委員：

企業にはしないんですね。

作本審査役：

直接は、やっていません。

原科委員長：

担当部に対しだな。環境社会配慮審査役は、担当部に対し。

村山座長：

では、(2)は、そのあたりですね。契約段階という表現は、もうちょっと明確にしたほうがいい。そこを確認していただいて、次回、ご提案をいただけると。あと 20 分くらいですね。

(3)実施段階。ここが一番長いんですけども、1 ポツ、いかがでしょう。

松本委員：

この前、高梨さんのコメントの中に、昨年度のもの。相手の国の環境社会配慮に関する諸制度について、例えば、ベトナムの案件とか多かったり、今だったら、ミャンマーの案件が多かったりすると、同じような記述がたくさんあって、これって、何かジェトロ側で、それぞれの制度というのは、一律にそういうものにならないのか、というコメントを、例えば、高梨さんが書かれていましたけど、これを毎回求めるというのは、ちょっと細かい話ですけども、どうなのかなと。①ですけども。という議論は、この間、出されていきました。

作本審査役：

最近では、数年前の報告書をそっくり転載するではないけども、参考にして、制度を書きましたので。

村山座長：

それはそれで、またあれですね。本当にちゃんと見ているのか。

柳委員：

でも、そのときどきに確認していかないと、相手方の国の制度は、変わっていくことがありますね。

原科委員長：

そうですね、結構、変化大きいから。

松本委員：

相手方のほうも、よく文句言いますけどね。また来たとか。

原科委員長：

でも、前のデータがあれば、すぐ簡単じゃない。むしろ認識を高めるために大事なのが。

松本委員：

じゃあ、いいですか、お話。

村山座長：

特にご意見なければ、次行きますけど、いいですか。

松本委員：

この別紙 3 とか何とか、というのは、また.....。

作本審査役：

これも全部、2 と 3 とこれは、こちらのほうで、また対処を。

村山座長：

では、2 ポツいかがでしょう。JICA と JBIC のスクリーニング参考。よろしいですか。

作本審査役：

済みません、JICA と JBIC から、このように、資料が出ているんですね。～する際に、ということで、火力発電所ならばこの先頭の点に気をつけなさい、と出ているんですけども、私どものほうは、いわゆる ODA 関連の借款と、民活と、民間のと両方ありますね。それについて一律に、多分 JICA、JBIC、みんなそれぞれ任意で選んでやっているわけですね。民活のほうは、大体 JBIC を使うということが多いんですけども、そのあたりは当事者に任せる、という形でいいんですか。2つ並べるということも、もちろんいいと思うんですけども。

松本委員：

これまでの案件の、我々がチェックした中で、皆さんのコメントを見ても、これは ODA なのに、JBIC しかチェックしていない、というような問題は、あんまり出ていないんです。ですよ、これまでの諮問委員会から出された。そういう意味では、比較的適切に、リファしている、という認識じゃないかと思うんです。

村山座長：

よろしいですか。では 3 ポツ。ここはあれですね、必要に応じ、という表現でいいかどうか。

松本委員：

ここがポイントなんですよ。

村山座長：

熟度との関係が、あると思いますけど。

作本審査役：

私のほうから、意見を言わせていただくと、必ずしも環境社会配慮の専門家というと、少ないんですね。実際は、技術系の公害防止の方が、しかも狭い範囲で、同じ会社の中だけで、1つのということが行われていますので、必ずしも、社会面、経済面とか、そういう理解を持たない人が選ばれている、というのが。両面を見るというのも、また大変ですね。技術面と両方見るのは、大変なんですけど、そういう意味では、文章は、しょうがないんですけども、見る人によって、でき具合が変わってくる、ということはあるので。

原科委員長：

必要に応じてだと、いわゆるそういうことが生じてくると。必要がないんだからいいです、という話になっちゃうね。だからできるだけとか。

作本審査役：

ですから、むしろ、ここは、「必要に応じて」は削除でも。

原科委員長：

できるだけとか、やったほうが。

村山座長：

できるだけ？

原科委員長：

できるだけ。努力義務だから。

作本審査役：

言葉ですけど、いい表現で。

松本委員：

どの部分？

作本審査役：

3つ目のポツの「必要に応じ」という、必要なければやらなくていいと。

原科委員長：

「必要に応じ」派遣するを、「できるだけ派遣する」、にしたほうがいいかな、と思いますけどね。そういうことであれば。できるだけ、環境社会配慮を専門にする者を派遣しと。そのぐらい言っても、できるだけで、できなかつたら。

作本審査役：

実際、ほとんどの事業について、配置担当者が含まれているのは、今、現状ですね。機構図というか、グループの組織図みたいについてきますから。

村上課長：

配置をすることは求めているんです。必ず担当を。

作本審査役：

必ず人入れてはいるんですけども。

村上課長：

必ず担当を配置しろということは、言っているし、担当者の一応、確認とかはとっています。

柳委員：

では、「必要に応じ」は、取ったほうがいいのではないですか。

村上課長：

ただ現地に派遣という、これはどういう。現地に派遣する、ということなんですかね。そこまでは入っていないですね。

原科委員長：

現地調査ね。だから「できるだけ」ぐらい。「適宜」でもいいけどね。

松本委員：

また、書き方として、「調査者は実施する」と書いてあるんだね。

原科委員長：

「現地調査を行う」か。

松本委員：

この場合、ジェットロは実施者に、こうこう、こうするよう求める、ぐらいしかできないんですよね、多分。

村上課長：

はい。「ジェットロは」という主語にすると。

松本委員：

「調査実施者に対し」、「環境社会配慮を専門とする者を派遣する」なら、このまま交付にするわけですから。

村上課長：

現地調査を実施することを求めるですか。

作本審査役：

私も、例えば今年度で、適任じゃないだろうと思う人がいるんですけども、そういうことをやっちゃっていいんですか。もう契約は既に、私が見る前に進んでいるわけですよね。この事業を行おうということで。それはもう、後からクレーム出せないんじゃないですか。

村上課長：

案件管理の一環として.....。

作本審査役：

「求める」なんていう感じで。

村上課長：

ちょっと「求める」という表現が、適切かは分からないですけども、助言を行うというかですね。

松本委員：

逆にそれこそジェットロのというか、作本さんのほうで、この案件にこの人はないだろうというのはいり得る。

作本審査役：

あり得ます。

松本委員：

そこはむしろ、ジェットロ側が見ていて、これは適切じゃないな、というときは、やっぱり「求める」ということをしていいんじゃないですか。

作本審査役：

契約の締結自体は、もう既に済んでいるんでしょう？ 済んでいるというか、時間的な問題じゃなくて、その権限は METI が.....。

原科委員長：

求めるのだったら、「必要に応じ」は、残していいね。

松本委員：

ジェットロ側が判断する、という意味で。

作本審査役：

逆にそういう意味合いで残しておいて。

原科委員長：

だから「ジェットロは調査実施者に対し、必要に応じ環境社会配慮を専門にする者を派遣し、現地調査を行うことを求める」と。

作本審査役：

者をですね、者もじゃなくて。追加的な。

松本委員：

そのとき諮問委員会では、じゃあこの案件で、こういう専門でよかったんですか、ということをお聞きするでしょうし、作本さんは、そういうふうに求めただけども……。

作本審査役：

僕は、誰に求めればいいんですか。

松本委員：

実施者にです、もちろん。

作本審査役：

もう計画のプロポーザルは、来てるときに、もう決まっているんですよね、担当者は。

村上課長：

実施段階においては気待っていますけれども、適切かどうかというところ。

松本委員：

やっぱり、事業が明らかになっていく段階で、ここまでになったら、やっぱりこういう専門家を送らないと、まずいじゃないですか、2回ぐらい送るわけですから。

作本審査役：

でも略歴を見た途端に、もしかしてこの人、合わないんじゃないか、適任じゃないかというのが、頭をよぎったとすると。

村上課長：

採択段階では、そういう助言というか、コメントは出せません。ただ、それにもかかわらず採択されてしまって、その実施段階において、何かそういう人が正しいか、というコメントは言えるんだと思います。ただそれをリプレースするかどうかは。

作本審査役：

採択自体も、向こうで権限を持ってやっているわけです。METI が。採択したのを、誰を担当にしたりするということ、全部一からげで、実施の契約を結んでいるわけですから、その後になって、僕らが、この人おかしいんじゃないですか、仕事できるんでしょうか、というようなことは言えないでしょう、それは。言えないって、事実上、権限のほうからも言えないということ。

柳委員：

ただ、ガイドラインに書いてある、ということは、一応、読まなければいけない。

作本審査役：

そういう意味でね。

柳委員：

読めば、そういうように事前に配慮するのではないですか。だからここは、先ほど言われたように、「ジェットロは調査の実施者に対し、必要に応じ、環境社会配慮を専門とする者を派遣して、現地調査を実施することを求める」というようなことを入れておけば。

作本審査役：

全体にかけちゃってね、求める。

柳委員：

そうすると、抑止的に考えるのではないですか。

作本審査役：

少し効用が出てきますね。

柳委員：

ジェットロは、こういう立場ですよということは、明示しているわけだから。

原科委員長：

「行うこと」がいいかな。「派遣して、調査を行うことを求める」。

作本審査役：

基本姿勢を示すのには、いいですね。

原科委員長：

今の柳先生のおっしゃったとおりだと思います。書いてあればね。そういうリクエストが来るかなと思えば。

村山座長：

じゃあ、よろしいですか。

じゃあ4ポツ。これは長いですね。これは協議の話ですね。さっきのところは、どうだったっけ。最初の議論のところからすると、「事業予定地あるいは被影響地域が明確であると判断される場合」。

松本委員：

これは2つに分けたほうがいいと思いませんか。特に、の前まででいったんポツを切ったほうが。「実施機関との協議」を、その後と。

村山座長：

段落を変える、という意味？

松本委員：

ポツを変える。

原科委員長：

特にから？ ここは「記述する」で切っちゃうということね。

松本委員：

ええ。実施機関との協議は、このまま原則、立地云々とは関係なくあり得るのではないかなと思うので。

原科委員長：

じゃあ最初のセンテンスで、ポツを変えちゃうと。

松本委員：

どうですか。また「ジェットロは実施者に記述することを求める」というふうな、同じ書き方になりますけど。

村山座長：

はい。

原科委員長：

そうすると、事業予定地が、あるいはか、あるいはだね。

村上課長：

済みません、ちょっとそこ、戻ってしまうんですけども、公募要領についている「報告書作成基準」に、「被影響地域が明確である場合」というのまで書かれているので、一応、今の段階で整合性が取れているというか、ガイドラインの文言を反映しているんです。

原科委員長：

じゃあ一見して、「事業予定地あるいは被影響地域が明確である」という表現に統一したらどうですか、ほかも。そうはいかない？

村上課長：

METI の出されている作成基準が直っていないんですね。

村山座長：

ただこれは、来年度以降ですよ。

村上課長：

そうですね。じゃあこっちを……。

村山座長：

ですから、こちらをぜひリフォームして。

原科委員長：

こっちにそろえるように。

村上課長：

そういう働きをするということですね。

村山座長：

今年度は適用できなくても。

原科委員長：

「あるいは」で変えたほうが対応はしやすくなるね。被影響地域が明確になって、予定地が具体的になる。

村上課長：

分かりました。

原科委員長：

じゃあ、もう一回戻って、そのポツを変えて、「特に、事業予定地あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には」という始まりでいいですね。

村山座長：

「特に」という言葉は、要りますか。

松本委員：

要らないです。

柳委員：

要らないですね。

作本審査役：

特にの前に.....。

原科委員長：

じゃあ「特に」は取って、ポツにして、「事業予定地あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、」。

作本審査役：

これと同じようなのが、全体で3カ所ぐらい。Ⅱ部にもⅠ部にも、たしか出てくるんです。ステークホルダーの関連のところ。ですから内容的に、文章がダブっているところは、後でもう一回見直したときに、「適宜」入れるのか、ここに入れるのかということで、交通整理したらいいかと思います。

松本委員：

ポイントは、ここはこの前の最初のガイドラインの段階では、あくまで、実施機関との協議の中で、こういうものを収集する、という趣旨なんですけど、やっぱりそれは弱いでしょう、というのが、ポツを切り離す私の理由なんです。

原科委員長：

必要に応じて云々とかね、当該地域の環境、社会状況に詳しい人、個人や団体、ここところが協議主体でね。

松本委員：

実際に協議をするなり、直接情報収集したりする必要があるでしょうと。事業地がもう分かっているのであれば。

村山座長：

かなり、意味合的に大分変わりますね、そうすると。

松本委員：

変わります。

原科委員長：

変わりますね。

松本委員：

変わるんです。でもそこを変えたほうがいいのではないかと、ということで、ポツを変えましょうと。

原科委員長：

そうだね、Advance Improve。

松本委員：

ということなので。

村山座長：

ということですが、よろしいですか。

原科委員長：

それは大事な、この時代。これから特に大事ですよ。

作本審査役：

どうですか。これは大きく変わるところで、ここの箇所しかないんですよ。ガイドライン全体で、調査の深さというか、程度を変えなさい、と指示しているところは。

原科委員長：

2013年のこの時点において、極めて重要なポイントです。

作本審査役：

実際この後半の部分は、ほとんどの場合使われていないんですよ。大丈夫でしょうかね。

村上課長：

大丈夫かどうかというところは、ちょっと言えないんですけども、現時点で、この表現のまま生きているので、あまりここはいじらないほうがいいんじゃないか、と個人的には思います。

原科委員長：

でも先週、私、ソウル行って、講演したんです。ローズハーマンの関係で。そうしたら、あっちの KOICA ってあるでしょう。彼らが JICA のいろいろな情報を欲しがっているんです。それとともに、何と、質問した人が、国際企業を支援している、何と行ったかな、何かあるでしょう、韓国の組織が。その人、その仕事をやっている人が、ステークホルダー権を、えらい強調してましたよ。だからもう、韓国はそうなって変わっているんでね、ジェットロもしっかりこれをやっておけば、絶対に、このタイミングが、本当に今、大事です。そのぐらいです。

松本委員：

EDCF。

原科委員長：

EDCF、そうそう。それで終わってからも、詰めかけて、質問したぐらいだから。だからそういう時代ですよ。日本は進んでいるぞ、と言ったんだから、ジェットロ、頑張ってください。これいいですよ。実際もう、対応しておられるんだからね。

村山座長：

ここはまだ、改行してポツを増やしたとしても、なかなか曖昧な表現になっているので。

松本委員：

はっきり書きたいです。ここは。

村山座長：

ジェットロとしても、改行ぐらいは何とか、受けていただけるんじゃないかと。

原科委員長：

そうね。

村山座長：

あくまで、想定されるステークホルダーの、特定方法と書くんですね。

原科委員長：

場合にはね。想定される。

村山座長：

誰と協議をするかというのは、あまり明確に書いていないので。

松本委員：

でも実際には、協議報告書をつけていた報告書が、ありますからね。

原科委員長：

だんだんそうなってくると思いますよ。

作本審査役：

あります。出てきています。それは、いい事例、調査事例だということ。

村上課長：

ただプレ FS の段階で、そういう人たちにさわるというんですか、コンタクトすることが、かえって、変な憶測を呼んでいますね。

松本委員：

いや、それは分かります。

原科委員長：

だから、そうね、ケース・バイ・ケースだね。

村上課長：

まだ必要に応じて、ということによろしいかと思います。

松本委員：

それは、つけなきゃまずいでしょうね。

村山座長：

では、よろしいですか。

原科委員長：

はい。

作本審査役：

済みません、ちょっとここで気になって。対話しましたと。話をしました。相手の役所の人との間でも構わないし、場合によっては、それ以外のステークホルダーとの間の話でも構わないですけど、その話した内容を、例えば、こういう項目について話しました、という議事録じゃないんですが、書いてもらうまでは、必要ないですか。

松本委員：

さらにハードルが高くなるんで、そこまでは、今は言っていませんが。

作本審査役：

こういう項目について、協議しましたとか。

松本委員：

協議の内容については、記述してほしいですね。

原科委員長：

結果をね。

松本委員：

協議の結果。このぐらいの人たちが、あまり。協議の結果で、いいと思うんです。

作本審査役：

協議の結果という言葉で。

原科委員長：

協議の結果というところの意味を、膨らませて考えて。

松本委員：

ちなみに、これはステークホルダーとの協議の結果、という意味で、私は今取っていますので、そこのところを、ご検討ください。

村山座長：

そこはどうでしょう。かなりかぶってきますね。

松本委員：

実施機関との協議の結果ではなく、ステークホルダーとの協議の結果も、必要に応じて、というか、可能な範囲では載せてほしい、ということです。しかも現実には載っているの
で。

村山座長：

そこは、今の表現では、多分、曖昧になっていますね。

原科委員長：

そうだね。

松本委員：

そうなんです。

原科委員長：

そこまではいってない。

村山座長：

そこまで書きちゃうと多分、結構、そちらのほうからの。

原科委員長：

まあ、徐々に行きましょう。

柳委員：

どんなに分けたところで、前のこととはちょっと違うかもというふうな含みがあるから。

原科委員長：

だんだん慣れてくればね。なれば平気なんだよ、ほんとに。

松本委員：

そうですね。段落を分けたところで、誰との協議かは、若干曖昧になると。

柳委員：

そうそう、曖昧にしておくということがいいのではないですか。それは調査の実施者が考えていただければ。

村山座長：

以前よりは、広がったと思います。

松本委員：

ここから先は、作本さんの力です。

作本審査役：

ほかに似たような文章が、2カ所ほどありますから、協議の相手が縛りをかけていて、ほかで言うところのステークホルダーとは違うんですよ、という定義めいたところがありますから、そちらを検討してもらっても、また後で。

原科委員長：

客観的にそうしたほうが、事業者にとってメリットがあること分かってくるから、ほっといたってやり出しますよ。そういう環境をつくれればね。そのメリットがあることが、まだ分からないんですよ。

村山座長：

じゃあ、とりあえず今日のところは改行して。

あともう2分ぐらいなんですけど、終わりますか。あと1個ぐらいやりますか。

作本審査役：

どうしますか、佐々木さん。

佐々木主幹：

次は多分、夏休みで、1回ブレイク置くんで、このまま。

村山座長：

続けますか。じゃあできれば、(3)は終わるというように。

次のポツですが、いかがでしょうか。

松本委員：

これは、そのままでしょうね。

村山座長：

これは、代替案の話ですね。

原科委員長：

これはいいのかな。あとは多分、システムが変わっても、あまり変わらないことになるから。

松本委員：

これは、基本的に、調査の実施者は、というやつは、自分、ジェトロは、こういうふう
に求める、というふうに変えるということですね。

村山座長：

そうですね。次のポツ。

松本委員：

これはまだ、できていないんですよ。

原科委員長：

これは大事なことだよ。

松本委員：

データの出元が、よく分からないのも。

原科委員長：

これはもう、ユニバーサルで、大事なことから残して。

作本審査役：

ユニバーサルで、これが入っていないのが、意外と多いんですよ。

松本委員：

多いですよ。環境が分からない。

原科委員長：

書いてあっても、やらないんだから、書いておかないとね。

作本審査役：

そうですね。絶対お願いします。

村山座長：

次のポツは。担当部は。

松本委員：

中間報告時か。

原科委員長：

これはいいんじゃないかな。

松本委員：

中間報告段階、どこまでできますか。これもよく議論になっているんですけど、介入できるのは、ここしかないので、中間報告で何をしようか、というのをここで入れたんですけど。もうこれでよければ。

原科委員長：

いいんじゃないですか。最初にチェックするんだから、それが実現しようと、ここでやっぱりやっておかないと。モニタリングだよ、これね。

村山座長：

よろしいですか。

原科委員長：

はい。

松本委員：

素晴らしい。

村山座長：

最後の、審査役の役割。

松本委員：

作本さん、もう少し何か強く書いたほうがよければ、押しますので。

原科委員長：

言うこと聞かない場合には、処罰するとか、何か厳しく。

作本審査役：

私が処罰されたりして。

原科委員長：

今のはジョークで。

村山座長：

せっかくなので、(4)(5)、最後まで行きますか。ちょっと時間あいちやいそうなので。

原科委員長：

そうか、5分まで行けば。

村山座長：

(4)の精査段階。

松本委員：

これはそうですね、これで、いいんじゃないですか。

村山座長：

よろしいですか。

原科委員長：

ちょっと待って。なるほど、そうね、いいですね。

村山座長：

審査役の役割も、これでいいですか。

作本審査役：

同じでいいと思います。

原科委員長：

基礎部分が固まったから、大体あとは、分かりやすい、判断しやすい。

村山座長：

(5)公開。

松本委員：

これは、どうなっていましたか。METI 自体が、公開するようになったのでしょうか。

村上課長：

今はそうですね。公開しています。

松本委員：

ジェットロは、しているんですけど。

村上課長：

ジェットロは今、置いています。同じように。

松本委員：

要約は。じゃあ、ジェットロはジェットロで、これをやっている、という意味ではいいんですね。

村上課長：

変わりません。

原科委員長：

じゃあ、これもよしと。

松本委員：

本体はどうなっているんでしょう、本部。配架だけで、ホームページはないんですけど。

村上課長：

ないですね。

松本委員：

METI もやっていない？

村上課長：

METI はやっていますね。本体の報告書の Web 掲載。

村山座長：

METI のページに出ているんですね。

松本委員：

Web 掲載をやっているんですね。

原科委員長：

本体は、ジェトロは、やる必要があるかな。

松本委員：

これは Web ページの何とかとか、いろいろ議論してやったような、本体は、METI ができるようにしようという議論で、結局、METI がしたんですよ。

原科委員長：

じゃあもう、それでいいのかな。

松本委員：

はい、それで。

村上課長：

報告書を配布する、「ジェトロは」という主語だと思うんですけども、報告書は、今やジェトロの所有物じゃないんです。

柳委員：

著作権がジェトロじゃなくて、METI にあるのですね。だから、ここはちょっと、あれですよ、ワーキングで.....。

村上課長：

表現がいいか、分からないんですけど。

作本審査役：

類似の文章は、Ⅲ部の1の(2)の中。

原科委員長：

何ページですか。

作本審査役：

情報公開のところ。

柳委員：

和文英文の報告書というのは、ジェトロのビジネスライブラリーに配架されているのですか、これは。そうだとすれば、国会図書館。でも国会図書館にやるのは、METIの仕事だから、ジェトロから寄贈しているわけではないのですよね。どっち側がやっているのですか。

作本審査役：

やっていないですね。

柳委員：

やっていないのですね。だから、原則として和文、英文の報告書及び報告書を……。

原科委員長：

国会図書館を外したらいいのか。

柳委員：

国会図書館は、要らないのですね。

原科委員長：

外したから。ジェトロがやるんじゃないからね。

柳委員：

では、「和文英文の報告書をジェトロビジネスライブラリーに配架する」と。それはできるのですね。要は、自分のところにちゃんと配架しますよ。それからホームページにも掲載しますよ、ということを行っているだけです。要約については、それは、報告書を提出するのは、義務がないので、それは要らないのですよね、国会図書館には。

村上課長：

ジェトロは、立場とすると、METI から、そういうジェトロのライブラリーに配架するように言われて、配架しているんです。ジェトロの判断でやっているんじゃないので、だから、ジェトロが配架する、という表現がいいかどうかは分かりませんが。

作本審査役：

配架される、というのはまずいんですか。

村上課長：

ジェトロが判断しているかのように書かれてしまうと、ちょっと事実と違うかなと。

松本委員：

「報告書はジェトロのライブラリーに配架されるものとする」でしたか。

原科委員長：

「配架されるものとする」。

村上課長：

結果としては、そのとおりかもしれませんが。

原科委員長：

「原則として、和文英文の報告書は国会図書館ので調べられるように配架されるものとする」。すごいな。「は」にすれば。

作本審査役：

済みません、11 ページ、情報公開、ちょうど真ん中あたりですけども、ここではジェトロは、公開するになっていますね。ジェトロに権限はないんですけど、公開すると。公開する主人公は METI であると。最終要約……。Web サイトに公開する。

原科委員長：

これとつながるよね。

作本審査役：

ええ、これと重なる部分と、ずれる部分が。

松本委員：

概要スクリーニング云々かんぬんというのは、公開するんですね。

作本審査役：

この場合は、要約を公開するだから、公開でいいんです。

原科委員長：

和文英文の最終報告書とその要約を、原則として公開する。いいんじゃないですか。

作本審査役：

公開というと、公開でいいんですかね。公表？

原科委員長：

公表するか。

松本委員：

公開というのは、自主的にやるものですよね、たしか。開示は、法的にあれするわけですけど。

村山座長：

文言の問題ですか。

作本審査役：

ええ、公表と公開の使い方なんですけども。

村山座長：

だとすると、公開でいいんじゃないですか。

作本審査役：

要約を公開する、ことを自主的に.....。

松本委員：

済みません、ちょっと私はここで。申し訳ありません。

村山座長：

じゃあ、(5)は、「国会図書館及び」という言葉を外す。「配架されるものとする」。ちょっとひっかかりますが、とりあえず、それでいきますか。

では、本文については、何とか最後までたどり着いた、ということによろしいでしょうか。ただ、まだ前のほうで、用語とかありますからね。

佐々木主幹：

そうですね、もう一回レビューして。

村山座長：

次回。

柳委員：

今のところですけど、調査報告書の公開のところですが、これは「原則として、和文英文の報告書の公開は、ジェットロビジネスライブラリーに開架することによって行う」、というような話ではないのですか。

作本審査役：

場所だけのことですね。今のおっしゃったとおりだと思います。

柳委員：

公開するというのは、さっきの情報公開で書かれているので、どうやって公開するのですかという、公開の方法ですよ。

作本審査役：

場所と何かの方法を、我々がここで定義すると。

柳委員：

そう、これは配架によって行う、という話でやったほうが分かるのではないですか、この言っていることが。

村山座長：

じゃあ、今の形でよろしいですか。5番のところ、公開の方法を書くべき、という柳先生のお話なので、「和文英文の報告書の公開は、ジェットロビジネスライブラリーの配架によって行うものとする」。

原科委員長：

「での配架により」。なるほど。いいですね。「ものとする」。

作本審査役：

英文和文、これは取っちゃっていいですか。前にも出ている。英文和文という言葉、2種類つくっているんで、英文だけ、和文だけ公開すればいいだろうとか、という形での.....。

原科委員長：

両方あったほうが。

作本審査役：

ほかにも、似た箇所があるんで。両方のほうがいいですか。

原科委員長：

両方のほうがいいですよ。公開するんだから。

村山座長：

ではよろしいでしょうか。

原科委員長：

ばっちりできましたね。

村山座長：

それでは、メインのところは何とか終わって。

佐々木主幹：

ありがとうございます。

村山座長：

では次回の予定を、ある程度決めていきたいと思いますが。

(日程調整)

*後日、次回会合は9月5日(木)15時~17時と決定

村山座長：

では、今日はこれで終了します。ありがとうございました。//////////<終了>//////////